

「第 2 期 さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン」

進 行 管 理 表

【 その他事業 】

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値	実績		R6年度評価・事業実施内容・成果	過年度評価					今後の課題	計画期間(令和2～6年度)における事業実績の分析と総合評価	計画期間(令和2～6年度)の総合評価	計画期間(令和2～6年度)における新型コロナウイルス感染症の影響の有無	所管	
					R6	R6達成値	R6年度別評価		R2	R3	R4	R5	R6						
4	産婦健康診査・産後のケアの充実	産婦健康診査の費用(1回分)を助成し、産婦健康診査の結果、支援が必要な産婦に対し、身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子とその家族が健やかな育児ができるよう産後ケア等の支援にむすびつけます。	産後ケア事業利用者の育児不安が「軽減した」もしくは「ある程度軽減した」人の割合	%	92	97	A	「産後ケア事業を利用したことで育児不安が軽減したことかどうか」について、事業を利用した後に任意でアンケートを実施し、しました。聴取したアンケート2,798件に対し、「育児不安が軽減した」と回答した件数が2,713件(97%)であったため、A評価としました。	A	A	A	A	A	令和6年10月に改訂された「産後ケア事業ガイドライン」において、産後ケア事業がユニバーサルサービスとして位置づけられたことから、本市でもユニバーサルサービス化に向けた取り組みが必要となっています。	令和6年度に行った利用者負担の軽減措置や、サービス提供事業者数を拡大するなど、利用者市民が利用しやすい環境を整えることで、「育児不安が軽減した」と回答した割合が前年度までよりも増加しました。令和2年度は825件であった利用件数は令和6年度に4,728件まで増加しました。多くの方に産後ケアを利用してもらえるよう、今後も利用しやすい環境を整えることで、より多くの方にとって育児の不安の軽減につながる事業体制を構築していきます。	A	無	母子保健課	
5	出産前教室事業	初産の妊婦とその夫等を対象に、母体の健康の保持・増進、育児知識の習得、妊娠中の交流の場の提供など、妊娠・出産・育児に関する情報を提供し、協力して育児に取り組むことができるよう、講義や実習を行います。	出産前教室のアンケートにおける理解度	割合(%)	95	99	A	各区の状況に合わせて対面での教室を実施しました。全区、教室参加申し込みは、電話と電子での受付を実施しました。また、電子アンケートを取り入れる区もあり、参加者の利便性の向上を図ることができました。座談会を行う区においては、妊婦同士の交流を図り、仲間づくりの機会の提供を推進しました。事業実施後アンケートで「役に立った」「理解できた」と回答を得られた割合が目標値を超えたため、A評価としました。	A	A	A	A	A	区によっては定員数を上回る申し込みがあり、年度途中で定員数を増加したり、個別対応をしました。また、令和2年度に作成した「出産前教室」の動画のホームページ掲載を継続し案内しています。区の状況に合わせて実施回数・定員を見直しています。	新型コロナウイルス感染症の影響により、感染拡大防止のため教室中止や定員数を減らして開催しました。抱っこやオムツ交換、沐浴、産後うつ等に関する動画を作成し市ホームページに掲載、オンライン開催や個別対応する等、育児知識の習得や母体の健康の保持・増進が図れるよう工夫して実施しました。様々な方法で実施し、コロナ禍でも目標値を超えていたため、A評価としました。今後も各区の状況や対象者のニーズに合わせて、内容・実施方法等を工夫し続けることで、出産前教室のアンケートにおける理解度の高い割合を維持していくことを目指します。	A	有	母子保健課	
6	不妊治療支援の充実	不妊・不育に悩む夫婦に対し、精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るために、妊娠や不妊・不育等に関する正しい情報の提供・知識の普及や啓発、専門相談、特定不妊治療費等の一部助成を行います。	事業への協力大学の件数	件	4	12	A	若い世代への啓発について、妊孕性に関するリーフレット入りマスクと、妊孕性に関するパンフレット等の啓発品の配布を大学コンソーシアムを通じて市内12大学に依頼し、実施することができたため、A評価としました。この他に、さいたま市公式SNSや市報、サッカースタジアムでの大型映像装置等を活用し、普及啓発を実施しました。	C	C	A	A	A	学園祭での来場者への啓発品の配布など、今後、大学の協力の継続性が課題となっています。また、より多くの方に情報提供するための手段や、制度・事業の周知について、引き続き検討・実施していく必要があります。	事業への協力大学の件数について、令和2年度の達成値は0でしたが、令和4年度には目標値を大幅に超える大学と協力することができ、令和6年度も12大学と協力することができたため、A評価としました。不妊症に関する講演会を実施するとともに、引き続き若い世代に重点を置き、自分自身の健康やライフイベントなどを考える機会を提供できるよう、学園祭等を通した普及啓発活動や、市報やツイッター等のSNSの活用、電光掲示板等、その他の広報媒体を用いた普及啓発活動を実施していく予定です。	A	無	母子保健課	
7	乳幼児健康診査事業及び幼児歯科健康診査事業	乳幼児の育児支援及び疾病等の早期発見のため、各種健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査後の保健指導や、乳幼児健康診査未受診フォローを行います。	受診率(乳健:3歳児健診の受診率、歯科:各歯科健康診査受診率の平均)	%	(乳健)93.1 (歯科)83.6	(乳健)94.5 (歯科)86.3	84.6	A	令和6年度の目標としていた乳幼児健康診査受診率93.1%及び幼児歯科健康診査受診率83.6%を超えたため、A評価としました。各種乳幼児健康診査の中で比較的低い3歳児健康診査および幼児歯科健康診査については、健康診査期間終了2か月前の時点で未受診者に対して、再度個別にはがきを送付し、受診勧奨を行いました。受診期間を過ぎて未受診であった児のフォロー(いわゆる未受診フォロー)については、アンケート送付や、訪問・電話などで状況を確認しています。訪問等で状況を確認しても居住実態が把握できていない児については、虐待のリスクも含めて検討し、フォローを行っています。	(乳健)A (歯科)A	(乳健)A (歯科)A	(乳健)A (歯科)A	(乳健)A (歯科)A	A	受診率を維持するため、引き続き、個別の受診はがき送付や市報や医療機関・保育園等でのポスター掲示に加えて、3歳児健康診査・3歳児歯科健康診査のポスターを作成し、市内の民間企業とも連携した啓発を継続することが必要です。未受診フォローについては、虐待のリスクの軽減を図るためにも重要な取り組みとなります。	令和2年度以降、乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査とともに、目標の受診率を達成できています。今後も、健診受診率の向上・維持を目標に事業を実施していきます。	A	無	母子保健課
8	乳幼児発達健康診査事業	乳幼児健康診査・育児相談などで、身体発育・精神言語発達等について、専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を行い、疾病の早期発見及び発育・発達の支援に努めます。	実施回数	回	159	176	A	令和6年度の目標としていた実施回数159回を超えたため、A評価としました。予約に空きがある場合には、各区で連絡・調整を行い居住区以外の方も積極的に受け入れ、健診の機会を提供し、児の年齢や発達状況を総合的にアセスメントして、適切な時期に支援につながるように対応しました。	A	A	A	A	A	専門医等のスクリーニングが必要な児に対して、待機期間が短縮となるよう健康診査を実施する必要があります。併せて、児の年齢や発達状況を総合的にアセスメントしていくことが重要です。	専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児に対し、本事業を実施し、疾病の早期発見及び発育・発達を促す支援を行いました。適切な時期に対応できるよう、定員枠に空きがあれば各区で調整し充足率を維持することができ、目標を上回ったためA評価としました。	A	無	母子保健課	
9	子育て支援医療費助成事業	少子化問題への対策及び子育て家庭の経済的負担の軽減という観点から、乳幼児・児童の健やかな育成を図り、次代を担う子どもたちを安心して産み育てることのできる環境づくりの推進に資するため、0歳から中学校卒業前までの子どもにかかる入通院の医療費(保険診療一部負担金)を助成します。	受給資格登録率	%	99.5	99.6	A	対象者について0歳から中学校卒業前までの乳幼児・児童に加えて、令和6年10月からは高校生世代に拡大して、医療費の一部負担金の助成を行いました。この拡大による対象者も含めて、登録申請漏れを少なくするよう、機会を捉えて制度案内を実施し、令和6年度の達成値は99.6%となり、目標である99.5%を超えたため、A評価としました。	A	A	A	A	A	対象者を高校生世代に拡大したことにより、医療費が大幅に増加しました。今後もジェネリック医薬品使用率の向上など、医療費適正化に向けた啓発活動を実施していきます。	計画期間中、対象者に対して制度利用の周知を実施したことにより、計画期間全てにおいて、目標値を上回る登録率を達成したため、A評価としました。なお、令和5年度以降、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限が緩和され、医療機関への受診機会の増加や、インフルエンザ等の感染症の流行により、医療費が大幅に増加しました。	A	有	子育て支援課	
10	育児相談事業	子どもの発育・発達を促し、保護者の不安の軽減を図るため、適切な保健指導を行います。	事業の実施	—	実施	実施	A	各区の実情や利用者の利便性等に応じて、必要時各区で実施方法等の見直しを行い、育児相談事業を実施しました。また電話相談や個別面接での育児相談も実施したため、A評価としました。	A	A	A	A	A	インターネットやSNSの普及により、子育て世代の意識や行動が変化していると考えられます。今後も市民の意識や行動の変化を勘案し、育児相談の在り方を検討していくことが課題です。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大や5類感染症への移行があった中で、感染拡大防止のため、実施回数の見直しや開催場所の変更、予約制の導入等各区の実情に合わせて、適宜実施方法を見直し、育児相談を実施したため、A評価としました。	A	有	母子保健課	
11	子育てに関する教室事業	子育てに関する教室を実施し、育児に関する情報や親同士が交流する場を提供することで、育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児の健やかな発育発達を支援します。	育児学級参加時の理解度	%	90	98	A	教室参加時の理解度について、アンケートを全参加者に実施し、理解度が98%であったため、A評価としました。	A	A	A	A	A	教室の理解度は目標値を達成することができました。一方、育児不安の軽減者の割合は80%を超える高い数値を維持してきましたが、ここ数年の推移では値が75%を下回る年がありました。教室参加者の不安が軽減するよう、各区の状況や対象者のニーズに合わせた内容の検討・見直しを図っていく必要があります。	令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染症による影響で中止やオンライン等開催方法を変更しました。教室参加時の理解度について、アンケートを毎年全参加者に実施し、計画期間全てにおいて、目標値を上回る理解度を達成したためA評価としました。	A	有	母子保健課	
12	母子訪問指導事業	妊婦や乳幼児の保護者の育児不安の軽減や健康増進及び乳幼児の発育発達を促すため、また虐待予防を視野に入れ、保健師等が訪問し相談・支援を行います。	①母子訪問延人数	件	11500	12171	A	令和6年度母子訪問は延人数12,171人実施し、進捗状況106%となりました。また、未熟児訪問実施率は91%、進捗状況107%となり、それぞれ目標を達成したためA評価としました。	A	A	A	A	A	令和5年2月から伴走型相談支援事業が開始となり、早期介入や特定妊婦への対応が増え、より切れ目のない支援の充実が必要となっています。さらに、児童福祉部門等の関係機関との連携を強化し実施していく必要があります。	令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で訪問延べ人数や未熟児訪問実施率は一時的に減少しましたが、計画期間全てにおいて、母子訪問延人数と未熟児訪問実施率が目標値の90%以上を上回っていたためA評価としました。引き続き早期介入による切れ目のない支援や児童虐待発生予防のため、母子訪問指導事業を実施していきます。	A		母子保健課	
			②未熟児訪問実施率	%	85	91	A		A	A	A	A							

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値	実績		R6年度評価・事業実施内容・成果	過年度評価					今後の課題	計画期間(令和2～6年度)における事業実績の分析と総合評価	計画期間(令和2～6年度)の総合評価	計画期間(令和2～6年度)における新型コロナウイルス感染症の影響の有無	所管
					R6	R6達成値	R6年度別評価		R2	R3	R4	R5	R6					
13	思春期保健事業	心身ともに成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である思春期において、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう命の大切さや性に関する正しい知識の普及、情報提供を行い、自ら考える機会を設けることで、自尊心を高めるとともに、自己決定する力を高めることを目的とし実施します。	事業の実施	—	実施	実施	A	令和6年度は、思春期保健教室について、小学校で16校、中学校で18校・特別支援学校高等部で1校実施し、5,937人を対象に、命の大切さや性に関する正しい知識の普及、情報提供を行ったためA評価としました。思春期保健情報交換会については、対面で実施し、養護教諭を含む教職員・助産師・保健師等44名が参加しました。	A	A	A	A	A	思春期保健教室は令和6年度は35校において実施しましたが、近年、より多くの市内小・中・高校に実施することが求められています。今後の思春期保健事業のあり方について、教育部門と連携・協力をしながら、引き続き、より多くの学校等への事業実施方法や思春期保健教室以外の方法での事業展開について検討していく必要があります。	教室実施計画数は、5年間すべて実施できたことからA評価としました。教室に関する需要は、この5年間で大きく伸びています。自分の身体と心について知ること、性についての正しい知識を習得すること、自分を大切にすること等について学ぶ重要性など、意識の向上や知識の普及に効果がみられていると考えます。今後、より多くの児童、保護者、教職員等へ知識を普及するための事業のあり方等について、検討を重ねて実施します。	A	無	母子保健課
16	認定こども園の普及	幼稚園が多い本市の特徴に鑑み、既存幼稚園の受入枠を活用しつつ保育の受け皿を拡大するため、既存幼稚園の幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園への移行を促し、認定こども園の普及を図ります。	認定こども園の2号認定・3号認定の定員数	人	1071	1309	A	令和6年度末時点で1,309人分の定員を確保し、確保方策を上回った提供体制を確保したことから、A評価としました。定員増に向けて、認定こども園の施設整備を行う学校法人に対する補助及び支援を実施しました。	A	A	A	A	A	令和7年4月1日時点の待機児児童数は昨年度に引き続き0人となったものの、認可保育施設を利用できなかった利用保育児児童数は1,268人であり、そのうち約94%が0～2歳児となっています。3～5歳児の保育の受け皿は充足しつつあると考えられるため、幼稚園など既存の子育て資源を活用しながら、多様な保育の受け皿を確保していく必要があります。	既存幼稚園から認定こども園への移行により、保育需要の高い地域における提供体制の確保を図ったことで、計画最終年度目標に対する達成状況が約122%となったため、A評価としました。認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、引き続き、認定こども園の普及を図ります。	A	無	幼児政策課
17	保幼小連携推進事業	さいたま市幼児教育推進協議会の専門部会として、市内の私立幼稚園・保育所等と小学校の関係職員による保幼小接続期カリキュラム策定部会を設置し、推進協議会から示された事柄等について、現状や課題、具体的な解決策等を明らかにし、幼児教育アドバイザーを派遣するなどして幼稚園・保育所等と小学校との連携を一層推進するとともに、幼児教育・保育の質の向上を図ります。	アプローチカリキュラムを作成している園数	園	90	295	A	例年作成しているさいたま市幼児教育・保育実践事例集のテーマを幼保小の円滑な接続として、就学前施設から6園、小学校から4校の協力委員を募集し、それぞれが取り組んでいる連携・交流の具体をまとめた「架け橋プログラム実践事例集II」を作成しました。 令和6年度は、アプローチカリキュラム(5歳児の後半から)を進展させ、小学校と協働して5歳児の前半から始まる「架け橋期のカリキュラム」を作成する園が295園(公立保育所56、私立保育所201、認定こども園11、幼稚園22、ナーサリールーム5)となり、目標値を上回ったことから、A評価としました。	A	A	A	A	A	さいたま市には認可外保育施設や地域型保育事業を含めて約750の幼児教育・保育施設があり、歴史の浅い保育施設の中には、小学校との連携に課題を抱えている施設もある。幼児期の生活と小学校生活とのギャップを要因とするつまずきが生じないよう、目標を定めて、円滑な接続の改善に取り組んでいく必要がある。	アプローチカリキュラムを作成している園の数が令和4年度以降目標を上回ったことに加え、新たに対応が求められている架け橋期のカリキュラムの策定・実施、改善についても時宜にかなった取り組みに着手することができたことから、計画期間の総合評価をA評価としました。	A	無	幼児政策課
18	公開保育研究推進事業	私立幼稚園や保育所等で公開保育研修会を開催し、幼稚園・保育所等の保育者が保育を学び合い、幼稚園・保育所等と小学校の交流を深めることにより、相互理解と資質の向上を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A	公開保育研究推進事業について、公開保育研修会を12園で実施したため、A評価としました。	A	A	A	A	A	公開園は公立保育園が中心となっているため、公開園となることによる負担軽減を図りつつ、私立幼稚園・私立保育所にとっても保育の質の向上や小学校への接続の円滑化につながる取組となるよう、実施方法や周知方法を工夫する必要があります。	すべての公立保育園において定期的に公開保育研修会を実施し、保育の質の向上と保育の充実に寄与することができたことから、総合評価をA評価としました。	A	無	幼児政策課
19	保育者小学校等体験研修事業	幼稚園・保育所等の保育者が、小学校や特別支援学校の授業を参観・体験し、小学校等の教員と交流を深めることにより、相互理解と資質向上を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A	各幼稚園・保育所等から合計で223園、243人の保育者が2日間の体験研修を行うことができたため、A評価としました。	A	A	A	A	A	幼保小連携のための研修であることから、保育者の資質向上に関わる研修の時間であるとともに、保育者と小学校の教職員同士の交流活動の時間となることを明確にし、ながら、参加を促していく必要があります。	幼保小の連携の意義を小学校にも理解してもらうように努め、研修の時間が有意義なものとなるよう改善を図りながら継続して実施することができたため、総合評価をA評価としました。	A	無	幼児政策課
20	幼稚園・保育所等と小学校の連携	小学校教諭が、保育所保育士や幼稚園教諭と情報交換や保育参観をすることにより、保育所・幼稚園の教育内容について理解を深め、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。	夏季保育参観研修に参加した学校数	校	104	104	A	全ての市立小学校から各1名以上の教師が参加し、幼保小の円滑な接続に向け、保育所・幼稚園の保育・教育の内容について理解を深めるための体験や情報交換を行いました。令和6年度は、研修の目標の達成のため、研修時間を1日に伸ばして実施しました。	C	C	B	A	A	研修実施後のアンケート調査では、研修に参加した教師自身の理解度は高い数値となっていますが、研修で得たことが学校の教育活動全体にも生かされ、幼保小の円滑な接続につながるよう支援していく必要があります。	本研修会は、主に小学校の教師が幼稚園・保育園等を訪問して行う対面型・体験型の研修のため、令和2年度～令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施すること自体ができませんでした。 新型コロナウイルス感染症が5類に移行した令和5、6年度の達成率は99%でAとなります。令和5年度に参加できなかった2校は、参加予定の教師の急な体調不良によるものです。	C	有	教育課程指導課
21	保幼小連携教育研修会	保育園・幼稚園から小学校への保育・教育の円滑な接続を目指して、連携の趣旨についての理解を深め、関係各園、学校の情報交換を通して保幼小連携を充実させる意識を高める。	参加人数	人	230	221	A	令和6年度保幼小連携教育研修会は、令和6年6月21日に開催し、参加者数が221名であったため、A評価としました。	C	A	B	B	A	当日に関係保幼小による協議が確実に行われることで研修会がより意味のあるものとなります。そのために、当日参加者を確保できるよう、関係各課とのさらなる連携を図る必要があります。今後も幼保小連携の意義を伝え、貴重な研修の機会となるよう実施します。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修会を中止しました。令和3年度は、200名規模の集合形式での研修会開催が困難な状況となり、幼稚園・小学校の対象者は動画視聴による研修とし、視聴できる端末が配備されていない市立保育園の対象者のみ対面で開催しました。令和4・5年度までの研修会は、講義をオンデマンドで事前に視聴した上で、研修会当日に対面でグループ協議を行う形式で実施していましたが、勤務時間に動画を視聴する時間が取れないという声が多数挙がり、ました。幼保担当者からの要望で令和6年度からは研修会当日に講義・協議を行うことに変更したことで、中身の濃い話し合いができるようになりました。また、共催研修としたため、それぞれの課が所管する関係校園との連絡調整がスムーズに行えるようになりました。研修会運営の改善と所管課からの積極的なアプローチにより、目標値を達成することができたと考えます。	A	有	教育研究所
22	「子育て支援型幼稚園」認定制度の創設・普及	年間を通じて長時間の預かり保育を実施する私立幼稚園を「子育て支援型幼稚園」として認定します。 また、認定園に通う保育が必要な園児の利用料を軽減します。 さらに、多様な保育の受け皿確保のため、子育て支援枠の増加を図ります。	子育て支援枠の人数(翌年4月1日時点)	人	2030	2111	A	子育て支援枠の人数については、新たに子育て支援型幼稚園を2園認定したこと、また、既認定園が利用者の増加等への対応として子育て支援枠の人数を増やしたことにより、目標値を上回る2,111人分を確保することができたため、A評価としました。	A	A	A	A	A	幼稚園への就園を希望する保育が必要な幼児の保護者のニーズに応えられるよう、更なる子育て支援枠の確保が必要です。	子育て支援型幼稚園の認定園数、子育て支援枠ともに右肩上がりにより推移したことから、幼稚園就園希望者のニーズに十分に答えられたものと考えられます。	A	無	幼児政策課
23	保育人材確保対策の強化	保育士の処遇改善などの就業継続支援を図るとともに、新たな保育人材の確保対策を強化することで、安定的な施設運営を行います。	①保育需要を踏まえた認可保育所等の保育士数	人	6808	7911	A	各保育人材確保対策事業の実施を進めた結果、令和6年4月1日時点における市内保育士数が7,911人となり、目標数6,808人に対し100%以上を達成しているため、A評価としました。	A	A	A	A	A	保育士確保において年々都市間競争の激しさが増す中で、今後も本市の優位性を高める事業を展開していく必要があります。宿舍借り上げ支援事業や給与上乗せ補助、奨学金返済支援事業等の処遇改善を行うと共に、保育体験ツアーや養成校に対するPR活動による本市の施策・保育施設の魅力発信など、総合的な対策を進めていく必要があります。	処遇改善をはじめとした各種保育士確保対策の拡充に取り組んだことで毎年度目標値を達成し、保育施設の安定的な運営に寄与したことから、計画期間の総合評価をA評価としました。	A	無	幼児政策課、保育施設支援課
			②保育需要を踏まえた認可外保育施設の保育士数	—	確保	確保	A	保育需要を踏まえた認可外保育施設の保育士数について、令和6年度4月1日現在における保育士数を維持できたため、A評価としました。	A	A	A	A	A		A			

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値		実績		R6年度評価・事業実施内容・成果	過年度評価					今後の課題	計画期間(令和2～6年度)における事業実績の分析と総合評価	計画期間(令和2～6年度)の総合評価	計画期間(令和2～6年度)における新型コロナウイルス感染症の影響の有無	所管
					R6	R6達成値	R6年度別評価	R2		R3	R4	R5	R6						
24	保育施設等への指導監督の実施	安心・安全な保育環境の確保や保育の質の向上を図るため、保育施設等に対し、立入調査等により指導監督を実施します。	①認可外保育施設については立入調査に基づき文書指導を行った施設の割合	%	14	11.1	A	(認可外)立入調査を135施設に対して実施しました。うち文書指導としたのは15施設であり、文書指導となった施設の割合は11.1%となり、進捗状況は103%であることから、A評価としました。	C	B	B	B	A	指導となる可能性の高い施設への指導監督を適切に行い、保育の質の向上を図ることで、今後の文書指導率、指摘率を低減していきます。	保育の質の向上を図るため、事業を継続していきます。指導歴のある施設を優先的に立入調査する年間計画を組み、改善指導を行った施設に対しては速やかに改善報告できるようにアフターフォローを行うことで保育の質の向上を図ります。	A	無	保育施設支援課	
			②認可保育所等については立入調査に基づき指摘を行った施設の割合	%	27	26.9	A	(民間)調査を692施設で実施しました。うち指摘としたのは186施設であり、指摘となった施設の割合は26.9%となり、進捗状況は100%であることから、A評価としました。なお、進捗状況(%)の計算方法は、((100(%)－達成値)÷(100(%)－目標値))である。											A
37	多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営	「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、多様な事業者(株式会社、NPO法人など)の能力を活用した施設の設置や運営を促進します。	社会福祉法人以外の法人の参入を促進	—	実施	実施	A	令和6年度に整備を行った保育施設13施設(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所)の運営主体は、社会福祉法人が4か所、株式会社が4か所、学校法人が4か所、個人が1か所となり、社会福祉法人以外の事業者の参入が進んでいるため、A評価としました。	A	A	A	A	A	認可保育施設の整備事業にあたっては法人種別による制限を行わないものの、保育の質や事業の持続性を確保するため、財政状況や保育事業の運営実績に基づく適切な審査を実施する必要があります。	計画期間を通して、多様な事業者の能力を活用した施設整備を進めたことで、社会福祉法人以外の事業者の参入が進んだ(令和2～6年度80施設)ことから、A評価とします。	A	無	のびのび安心子育て課	
39	父親の子育て参加の促進	父親の子育て意欲の向上や子育て参加の促進を図るために、単独型子育て支援センター等での父親向け講座、イベント等を開催するとともに、周知・啓発を行います。また、実施内容の向上を図り、講座・イベント等の参加機会を増やします。	父親向け講座等の参加者のうち、今後は積極的に子育てに参加したいと回答した参加者の割合	%	95	95	A	父親の子育て意欲の向上や子育て参加の促進を図るために、単独型子育て支援センターにてパパサンデーとして、父親向け講座、イベント等を開催しました。パパサンデー等でのアンケートの結果、今後は積極的に子育てに参加したいと回答した割合が95%となり、目標値を達成したため、A評価としました。	A	A	A	A	A	引き続き、来室できない市民への対応として、オンラインアプリを活用した講座やイベントを行い、参加者の満足度を高める取組を実施します。	父親の子育て意欲の向上や子育て参加の促進を図るために、単独型子育て支援センターにてパパサンデーとして、父親向け講座、イベント等を開催しました。パパサンデー等でのアンケートの結果、今後は積極的に子育てに参加したいと回答した割合が、目標値を達成できたことから、A評価としました。	A	無	子育て支援課	
40	祖父母世代による地域の子育て活動の促進	祖父母世代の地域における子育て活動への参加促進を図るため、現在の子育て事情やさまざまな世代の価値観を知るきっかけとなる冊子の作成や単独型子育て支援センター等での講座を開催します。	孫育て講座参加者のうち、今後は積極的に地域の子育てに参加したいと回答した参加者の割合	%	90	72	B	現在の子育て事情やさまざまな世代の価値観を知るきっかけとなる祖父母手帳の作成や単独型子育て支援センター等での孫育て講座を実施しました。孫育て講座でのアンケートの結果、今後は積極的に地域の子育てに参加したいと回答した参加者の割合が72%と目標値の80%となったため、B評価としました。	A	B	B	B	B	引き続き、講座に参加できない市民への対応としてオンラインアプリなどの活用を行い参加者を増やします。	現在の子育て事情やさまざまな世代の価値観を知るきっかけとなる祖父母手帳の作成や単独型子育て支援センター等での孫育て講座を実施しました。孫育て講座でのアンケートの結果、今後は積極的に地域の子育てに参加したいと回答した参加者の割合が目標値の80%とすることができたことから、B評価としました。	B	無	子育て支援課	
41	インクルーシブ子育て支援の実施	保育施設等の子育て支援に携わるスタッフを対象に、プログラムとツール(教材)の作成、研修会の開催、実践のフォローアップを行うことで、養育者が抱く子どもの発達・育育上の「心配事」や子ども自身の「困り感」に対応できるような地域の子育て支援力の向上を目指します。	インクルパートナー養成数	人	70	97	A	保育所(公立、民間)、認定こども園、子育て支援センター、児童センター、幼稚園等の保育施設の子育て支援に携わる職員を対象にインクルパートナー養成研修を実施しました。令和6年度は対面研修2回とオンデマンド(動画)配信研修を実施し、97名のインクルパートナーを養成したため、A評価としました。	A	A	A	A	A	インクルパートナーとしての養成数は増えてきたので、今後はインクルパートナーが地域の子育て支援力向上につながっていただけるような仕組みづくりが課題です。	R2年度以降、毎年度70名のインクルパートナー養成を目標に実施し、目標を大きく上回る数のインクルパートナー養成を達成できました。新型コロナウイルス感染症の対策もあり、対面研修から、オンラインやオンデマンド(動画)研修に研修方法を変更し実施したことで、インクルパートナー養成を行うことが出来ました。	A	有	子ども家庭総合センター総務課	
42	子ども家庭総合センター管理運営事業	子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援するため、さいたま市子ども家庭総合センターを管理・運営します。	事業の実施	—	実施	実施	A	市民コンタクトスクエアや冒険はらっぱの運営を行いました(市民コンタクトスクエアは指定管理による運営。冒険はらっぱは業務委託による運営)。部局を越えた連携を図るため、子ども家庭総合センター内の各所属長が委員となる代表者会議や、支援事例等を共有する組織連携推進会議を開催し、各所属間で意見交換を行いました。施設の点検、修繕等の維持管理業務を通して、各所属が対市民の業務に支障なく取り組める環境を整備しました。	A	A	A	A	A	開館から6年以上が経過し、修繕等の維持管理の必要性が増していることから、施設の点検、修繕等を円滑に実施し、来館者の安全面の一層の配慮が必要となります。	部局を越えた連携や施設の点検、修繕等を実施し、適切な管理・運営を行ったため、A評価としました。新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言により、令和2年3月1日～6月5日(約3か月間)及び令和3年1月26日～3月21日(約2か月間)を臨時休館し、来館者数が減少しましたが、令和5年度以降は新型コロナウイルス感染症以前の水準に戻りました。	A	有	子ども家庭総合センター総務課	
45	保育コーディネーター	各区役所支援課に保育現場に長年携わった公立保育園長経験者である保育コーディネーターを配置し、保育施設等に通われているお子さんの保護者や保育施設等に対する相談支援を行い、地域における保育施設の質の向上を図ります。また、必要に応じて保育施設等に中立的な立場から専門的な助言を行い、お子さんが安心して保育所等に通えるよう利用者支援を行います。	保育コーディネーターの人数	人	10	13	A	目標値である全区(10区)で配置を維持していることからA評価としました。	A	A	A	A	A	効果的・専門的な助言を行えるようコーディネーター間での情報共有・連携が必要となります。令和6年度末で4名が退職するため、同年度は引継ぎも兼ねて13名体制での稼働でした。引継ぎが完了したため、令和7年度は10名体制に戻り、引き続き各区のコーディネーターの連携強化に努めていきます。	計画期間の全てで目標通り事業を実施できました。ため、A評価としました。今後も多数の相談支援業務が見込まれることから、令和7年度以降も引き続き、全区での保育コーディネーターの配置を行い、保育の質の向上を一層強化していきます。	A	無	保育課	
47	なんでも子ども・若者相談窓口の実施	子ども家庭総合センターに総合的な窓口を設置し、相談者の思いや悩みをワンストップで受け止め、相談に訪れた市民に対し適切な情報提供を行うとともに、専門相談機関をはじめとした関係機関へのコーディネートを行います。	なんでも子ども相談窓口利用者アンケートで親身に相談に乗ってくれたと回答した人の割合	%	90	99.3	A	令和6年度は「なんでも子ども相談窓口」にて来所相談及びメール相談を実施した対象者1,269人のうち、145人(11.4%)から回答を得ました。そのうち「親身に相談に乗ってくれたか」という質問に対し、「とても感じる」(141人)、「まあ感じる」(3人)と回答をした人の割合は99.3%と、目標値である90%以上を達成できたためA評価としました。	A	A	A	A	A	親身に相談に乗ってくれたと回答した割合については達成しているものの、来所相談及びメール相談に限られるため、来所・メール相談以外の相談における満足度を把握するための取り組みを行う必要があります。	計画期間全てにおいて「親身に相談に乗ってくれたと回答した人の割合90%」を上回り達成したため、A評価としました。新型コロナウイルス感染症の影響について、令和2年度から3年度にかけて、緊急事態宣言中は来所相談を閉鎖し、電話やメールなどの相談は継続しました。緊急事態宣言以外の期間は、相談窓口において、バーテーションの設置や、机・椅子の消毒等の感染防止対策を行い、来館者に対し可能な限り来所相談を実施しました。	A	有	子ども家庭総合センター総務課	
48	さいたま子育てWEB事業	子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していくことを目的として、子育てに関する制度をはじめ、地域活動情報、育児サークル、イベントなどの様々な情報の提供や、メールによる育児相談、市民からの書き込み掲示板などの利用者参加型のメニューを組み込んだWebサイトを構築、運営します。	アクセス件数	件	1250000	110180	C	子育てに関する制度をはじめ、保育施設や遊び場、相談窓口などの様々な情報を一元的に発信するウェブサイト管理・運営し、アクセス件数が110,180件、進捗状況は9%だったため、C評価としました。なお、令和6年3月下旬より子育てWEBはリニューアルしています。	C	C	C	C	C	市民が必要とする情報を提供できるよう子育てWEBの充実を図り、子育て応援ブックへの掲載等により認知度向上に努めます。	子育てに関する制度をはじめ、保育施設や遊び場、相談窓口などの様々な情報を一元的に発信するウェブサイト管理・運営しました。目標値であるアクセス件数が110,180件だった点や、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、遊び場などのアクセス数が激減したため、計画期間において目標値を達成できなかった点を踏まえC評価としました。なお、目標値が実績値と乖離していることや、本事業の目的を踏まえ、次期計画については、見直しをしております。	C	有	子育て支援課	

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値		実績		R6年度評価・事業実施内容・成果	過年度評価					今後の課題	計画期間(令和2～6年度)における 事業実績の分析と総合評価	計画期間 (令和2～6年度) の総合評価	計画期間(令和2～6 年度)における新型コ ロナウイルス感染症 の影響の有無	所 管
					R6	R6達成値	R6	R6 年度別評価		R2	R3	R4	R5	R6					
49	子育て支援ネットワ ーク事業	様々な情報や支援策を保護者や子 どもたちが効果的・効率的に活用で きる環境整備、家庭や地域における育 児力の向上とよりよい子育て・育ち 環境の整備を進めるため、子育て支 援ネットワーク会議を開催します。	会議の実施	—	実施	実施	A		子育て支援ネットワーク会議を通じ、子育て支援に係る 様々な課題について情報共有を実施したため、A評価とし ました。	A	A	A	A	A	庁内課所のみならず庁外関係機関も複数開与すること から、会議形式で開催が難しい場合は、子育て支援ネット ワーク会議参加機関の意向を確認しながら、開催方法を 検討するなど、有意義な情報共有等が行えるよう会議を 実施していきます。	子育て支援ネットワーク会議を通じ、子育て支援に係る 様々な課題について情報共有を実施できたため、A評価と しました。 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、会議形式で開 催が難しい場合は、書面会議による会議を実施しました。	A	有	子育て支援課
50	子育て応援ブック	市内の子育てに関する情報を一元 的に把握し、発信していくことを目的 として、市内の官民の子育て支援情 報を集約し掲載した「子育て応援ブッ ク」を発行します。また、「子育て応援 ブック」から抜粋した子育て情報など を盛り込んだ「子育て応援ブック外国 語版」を作成します。	発行部数	冊	59000	50000	B		子育て中の方やこれから子育てをする方を対象に部数 を精査し、子育て応援ブックを50,000冊発行し、市内公共 施設で配布をし、進捗状況85%であったことから、B評価と しました。 なお、子育て応援ブック外国語版は、さいたま子育て WEBの外国語対応を図ることで最新の情報を外国語でも 発信できるようにすることを目的とし、令和3年度をもって 配布を終了しております。	A	B		B	B	子育て中及びこれから子育てをする方のために必要な 情報を集約し、紙面の構成を検討するなどより分かりやす く利用しやすい情報の提供に努めます。	子育て中の方やこれから子育てをする方を対象に部数 を精査し、子育て応援ブックを発行し、市内公共施設で配 布できたことから、B評価としました。	B	無	子育て支援課
51	あそび場ガイドブック	市内の子育てに関する情報を一元 的に把握し、発信していくことを目的 として、地域の子育て関連施設・子育 てサークル情報などを取りまとめた 「あそび場ガイドブック」を作成しま す。	地域の子育て関連施設 等の情報発信の実施	—	実施	実施	A		子育て応援ダイヤル、子育て応援ブック等の情報誌、 子育てWEBにより、保育施設や遊び場、相談窓口等の地域 の子育て関連施設等の情報発信を実施したため、A評価 としました。	A	C	A	A	A	子育てWEBについては、積極的な周知を行い、認知度 の向上を図るとともに、より利用しやすいWEBサイトにする ことで、多くの子育て世帯に利用していただけるよう努め てまいります。	子育て応援ダイヤル、子育て応援ブック等の情報誌、子 育てWEBにより、保育施設や遊び場、相談窓口等の地域 の子育て関連施設等の情報発信を実施できたため、A評 価としました。	A	無	子育て支援課
52	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を通じて楽 しいひと時をもち、親子の絆を深め 「心の通い合う人間関係」を創造する 一助とするため、各区に1か所設置し ている単独型子育て支援センターに おいて、開館時間中随時、絵本の配 布を行います。	ブックスタートパック 引換件数	冊	6200	9195	A		令和5年度より、絵本の配布方法を見直し、産婦新生児 訪問・ハローエンゼル訪問等にて子育て家庭に絵本を配 布するとともに、単独型子育て支援センターにて、絵本の 読み聞かせやアドバイスを実施しました。 目標冊数6,200 冊に対し、引換冊数が9,195冊と目標値を達成したためA 評価としました。	B	A	A	A	A	本事業は、絵本の配布に加え、絵本の読み聞かせにつ いての助言をするものであり、より多くの家庭に当事業に 参加してもらうため、引き続き対象家庭に周知します。	産婦新生児訪問・ハローエンゼル訪問等にて子育て家庭 に絵本を配布するとともに、単独型子育て支援センターに て、絵本の読み聞かせやアドバイスを実施しました。 目 標冊数を達成することができたため、A評価としました。	A	無	子育て支援課
53- 1	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・パ ランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ バランス)推進のため、市民・企業等 に対し、仕事と生活の調和に関する 情報・関係法令等の提供・啓発や、講 座の開催、表彰制度の実施、入札制 度における優遇措置等を行います。 【契約課】 入札制度において、企業における仕 事と生活の調和(ワーク・ライフ・パ ランス)の推進に関する取組を評価しま す。	事業の実施	—	実施	実施	A		令和7・8年度建設工事競争入札参加資格審査の等級区 分において、市内に本店を有する企業のうち、従業員100 人以下の企業等で、次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による 届出を労働局へ提出した場合、又は同法第15条の2の規 定による認定を受けている場合や従業員101人以上の企 業等で同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受 けている場合において、発注者別評価点として10点を加 点しました。また、従業員100人以下の企業等で、女性 の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一 般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出 を労働局へ提出した場合、又は同法第12条の規定による 認定を受けている場合や従業員101人以上の企業等で 同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている場 合において、発注者別評価点として10点を加点しました。 また、総合評価方式で入札する案件について、次世代 育成支援対策推進法第12条第1項若しくは第4項に基づ く一般事業主行動計画の届出がある、又は、同法第15条 の2の規定による認定を受けている入札参加者に対し、評 価点に2.0点を加点しました。 以上のことから、A評価とし ました。	A	A	A	A	A	評価項目の加点を見直す際に、他の子育て支援施策等 で評価できるか検討しています。	計画期間全てにおいて事業を毎年度継続して実施でき たため、A評価としました。	A	無	契約課
53- 2	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・パ ランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ バランス)推進のため、市民・企業等 に対し、仕事と生活の調和に関する 情報・関係法令等の提供・啓発や、講 座の開催、表彰制度の実施、入札制 度における優遇措置等を行います。 【人権政策・男女共同参画課】 ワーク・ライフ・バランスなど、男女 がともに働きやすい職場づくりに向 けて、積極的に取り組んでいる事業者 を「さいたま市男女共同参画推進事 業者」として表彰します。また、仕事 と生活の調和(ワーク・ライフ・パ ランス)に関する講座を実施します。	ワーク・ライフ・パ ランスの必要性を意識し た(理解した)と回答し た受講者の割合	%	95	100	A		男女共同参画推進センターにおいて、ワーク・ライフ・パ ランスに関する講座を対面講座にて1講座、オンラインに て1講座実施し、講座参加者に対するアンケートにおい て、ワーク・ライフ・バランスの理解が深まったと回答した 受講者の割合が共に100%となり、目標値を上回っている ことからA評価としました。 また、令和6年度は「さいたま市男女共同参画推進事業 者」の表彰を実施しませんでした、「さいたま市内企業 等男女共同参画研修」を実施し、「女性のライフキャリア」 をテーマに、ワーク・ライフ・バランスに関する内容なども含 めて、企業等への男女共同参画に関する意識の啓発を行 いました。	A	C	A	A	A	より多くの方にワーク・ライフ・バランスを意識していただ けるよう、継続して講座等を実施する必要があり、オンライ ンも含めた実施手法や実施内容について、受講者のニー ズに合わせた講座を実施していく必要があります。	令和3年度の年度別評価は講座後のアンケートにより、目 標指標に対する実績値を把握することができなかったた め、C評価となっていますが、それ以外の年度においては 高い達成値となっていること。また、「さいたま市男女共同 参画推進事業者」の応募の状況等から、「さいたま市内企 業等男女共同参画研修」に切り替えて実施するなど、仕 事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進に寄与 することができたと考えているため、A評価としました。また、 新型コロナウイルスによる影響については、会場開催の 講座をオンライン開催にするなど、適宜開催方法を変更す ることで事業を継続して実施することができました。	A	有	人権政策・男女共同参 画課
53- 3	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・パ ランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ バランス)推進のため、市民・企業等 に対し、仕事と生活の調和に関する 情報・関係法令等の提供・啓発や、講 座の開催、表彰制度の実施、入札制 度における優遇措置等を行います。 【子育て支援政策課】 父親が子育てに参加するきっかけを 作るため、妊娠・出産による母親の身 体的・精神的変化や仕事と家庭の両 立に関する各種支援制度等を掲載し た父子手帖を作成し、配布します。	発行部数	冊	15000	10000	C		ワーク・ライフ・バランスを推進するため、「父子手帖」を 発行し、母子健康手帳交付時及び市内公共施設等で配 布しました。 なお、例年在庫部数が不足することがないことから、発 行部数を見直したため、目標値の67%となり、C評価と しました。	A	A	A	A	C	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、必要に応じて 「父子手帖」の掲載内容を更新し、発行します。	ワーク・ライフ・バランスを推進するため、「父子手帖」を 発行し、母子健康手帳交付時及び市内公共施設等で配 布しました。 なお、令和6年度は発行部数を見直しましたが、令和2年 度から5年度まで、目標値を達成することができたことか ら、A評価としました。	A	無	子育て支援課
53- 4	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・パ ランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・パ ランス)推進のため、市民・企業等 に対し、仕事と生活の調和に関する情 報・関係法令等の提供・啓発や、講座 の開催、認証・表彰制度の実施、入 札制度における優遇措置等を行います。 【経済政策課】 中小企業等を対象にしたセミナー等 を実施します。	事業の実施	—	実施	実施	A		SDGs推進マニュアルを作成し、SDGs認証企業だけでな く、これからSDGsの取組を進める企業や個人事業主等 に周知を図りました。また、SDGs認証企業事例集の作成 により、SDGs認証企業の取組内容を本市ホームページ や電子書籍等で周知を行うことで、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)推進に寄与したため、A評価とし ました。	A	A	A	A	A	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を含むSDGs に取り組む事業者の増加を図るため、引き続きセミナー の開催や企業へのヒアリング等、適時必要な支援を行う必 要があります。	毎年度事業を継続して実施しており、A評価としました。	A	有	経済政策課

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値			実績	R6年度評価・事業実施内容・成果	過年度評価					今後の課題	計画期間(令和2～6年度)における 事業実績の分析と総合評価	計画期間 (令和2～6年度) の総合評価	計画期間(令和2～6 年度)における新型コ ロナウイルス感染症 の影響の有無	所 管
					R6	R6達成値	R6 年度別評価			R2	R3	R4	R5	R6					
53-5	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。 【労働政策課】 「働く人の支援講座」の中で、勤労者や、企業の労務担当者・管理職・経営者を対象に、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する講座を実施します。	事業の実施	—	実施	実施	A		「働く人の支援講座」において、「選択肢と可能性を拡げるために～ワークライフバランス実現のための法制度～」及び「令和の時代の人財定着戦略！男性も女性も育児や介護がしやすい職場環境づくりをめざして～人財定着と育児・介護休業法～」をテーマとした講座を実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ったため、A評価としました。	A	A	A	A	A	働く人々の個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を実現するため、働き方改革の推進に関連する法令や施策等の周知・啓発を図ります。	ワーク・ライフ・バランスの推進に資する講座について、計画期間すべてにおいて適切に実施したため、A評価としました。	A	無	労働政策課
54	家庭児童相談事業	子どものしつけや生活習慣、学校生活、非行などに関する相談を相談員が受け付け、子育てに関する不安を解消します。	家庭児童相談員会議の実施回数	回	2	6	A		家庭児童相談員会議とこども家庭センター(児童福祉機能)の担当者会議を兼ねて年6回開催したため、A評価としました。	A	A	A	A	A	相談内容が複雑化しており、専門性も高く多岐な対応を求められるため、関係機関と連携していく必要があります。	計画期間において、会議を目標値以上開催し、家庭児童相談員の資質の向上を図ることができたことから、A評価としました。 令和7年度以降も引き続き担当者会議を開催し、家庭児童相談員の資質向上を図ります。	A	無	子ども家庭支援課
56	要保護児童対策地域協議会事業	虐待を受けた子どもをはじめとする、保護を要する子どもの情報交換や、支援を行うための協議を行う要保護児童対策地域協議会を充実させ、関係機関の連携強化を図り、虐待の早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うとともに、家族再統合を円滑に図るための体制を整えます。	代表者会議開催回数	回	1	1	A		代表者会議を開催し、庁内外の関係機関の代表者レベルでの情報共有や実態把握、活動状況の評価等を実施したため、A評価としました。	A	A	A	A	A	要保護児童対策地域協議会が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れが指摘される場合があり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要となります。 このため、要保護児童対策調整機関としての役割を担うこども家庭センターにおいて、個々のケースに応じて関係機関と連携した支援を行うためには、調整担当職員の実質の確保・向上を図る必要があります。の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、児童の問題に適した専門性を有する人材が求められます。	計画期間において、代表者会議を開催し、庁内外の関係機関の代表者レベルでの情報共有や実態把握、活動状況の評価等を実施し、会議の目的が達成できたため、A評価としました。 令和7年度以降も代表者会議を開催することで、庁内外の関係機関での情報共有や実態把握を実施します。	A	無	子ども家庭支援課
57	児童相談所における支援	増加する児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応を確保するため、関係機関と連携を深め、専門性を高めるための職員の育成を行い、あらゆる児童相談に対応できる体制を推進します。	アセスメント研修の回数	回	9	9	A		職員の相談技術や虐待対応の専門性向上のため、当所が積極的に取り入れているケースワークの技法である、サインズオブセーフティに基づいたアセスメント研修を年9回開催したため、A評価としました。	A	B	A	A	A	複雑化する児童虐待に対応するため、専門性の高い職員の育成を行う必要があります。	研修を毎年実施し、新型コロナウイルス感染症対策として回数を減らしました令和3年度は78%でしたが、それ以外は計画どおり目標を達成できたことから、A評価としました。	A	有	北部・南部児童相談所
58	虐待の発生予防・援助における職員の能力の向上	急増する児童虐待相談に対応するため、児童相談所の職員の専門性を強化するとともに、各区支援課等を交えた研修の充実を進めほか、地域の主任児童委員等を対象にした研修を実施し、虐待予防の充実を図ります。	研修の実施回数	回	16	16	A		民生委員児童委員および主任児童委員に対し、児童相談所の地区担当職員との連携や民生委員と主任児童委員の役割、課題等についての座談会を各区年1回の合計10回開催しました。また、各区支援課こども家庭センター職員、家庭児童相談員および保健センター職員を対象に児童相談所における虐待対応や連携についての研修を年56回開催しました。 これにより、問題を抱えた家族が生活する、より身近な各関係機関との情報共有や連携を図りました。 以上のことからA評価としました。	A	B	A	A	A	相談者にとって身近な存在である地域の機関との連携は重要であり、地域の機関が適切な対応ができるよう、専門的な研修を実施することにより、連携を強化します。	新型コロナウイルス感染症対策として回数を減らしましたが、研修を毎年実施し、おおむね計画どおり目標を達成できたことから、BA評価としました。	A	有	北部・南部児童相談所
59	児童虐待防止啓発事業	オレンジリボンキャンペーンの実施などにより、虐待防止の啓発を図り、児童虐待のない社会づくりを推進します。	子ども虐待防止フォーラムのアンケートにおける満足度	%	90	98.1	A		令和6年度は「発達障害を持つ子どもへのかかわり方及びその保護者への対応について」をテーマに子ども虐待防止フォーラムを開催し、234名の参加がありました。アンケートの結果では「参考になった・まあまあ参考になった」と回答した人の割合が98.1%だったため、A評価としました。	A	A	A	A	A	児童虐待の第一発見者となりうる幼稚園、保育園、小・中学校等の子育て支援関係者が、児童虐待への対応方法について理解を深めることができるよう、フォーラムの内容を引き続き検討していきます。	計画期間においては、11月の児童虐待防止月間であるオレンジリボンキャンペーンの一環としてフォーラムを継続実施し、特に子どもと接する機会の多い幼稚園や学校の教職員、保育に従事する方に児童虐待への対応方法について理解を深めていただくことができました。 令和7年度以降も児童虐待のない社会づくりを推進するためフォーラムを実施していきます。	A	無	子ども家庭支援課
60	児童虐待発生予防事業	子育てに関する悩みを抱える母親同士が、ふれあい親子支援事業を通して安心して自分の気持ちを言葉で表現できる場を提供します。また、話し合いを通して不安や悩みを解決することが虐待の発生予防につながるよう支援を行います。	自分の気持ちを話せる母親の割合	%	100	100	A		ふれあい親子支援事業への参加をしていた母親が自分の気持ちを言語化できた割合が100%であったため、A評価としました。事業終了後は、スタッフ間でミーティングを行い、支援方針を随時検討しました。また、定期的に参加者と個別面接を実施し、事業への参加の振り返りを行うことで、より効果的に参加できるようにしました。	A	A	A	A	A	参加者が固定化したり、人数が減少するなどグループとしての相乗効果が薄れていることなどの課題があり、事業の実施方法等の検討を行っていきます。	計画期間中に、参加をしていた母親が自分の気持ちを言語化できた割合が100%であったため、A評価としました。事業の見直しを続けながら、現状に即した事業展開を行い、より多くの方が参加いただくことで、虐待の発生予防につながるよう支援を行います。	A	無	母子保健課
62	24時間・365日体制強化事業	児童虐待の早期発見と早期対応を強化するとともに、48時間以内の児童の安全確認を実施していくため、24時間児童虐待通告電話による夜間休日を問わずいつでも通告・相談に応じる体制の充実強化を図ります	研修会の実施回数	回	3	3	A		電話相談員に対し、相談技術や虐待対応の専門性向上のための研修を、実践的な内容で、年3回実施したため、A評価としました。	C	A	A	A	A	電話相談業務は高度な専門性を必要とすることから、今後、研修内容を工夫し、実施します。	新型コロナウイルス感染症対策として回数を減らしましたが、研修を毎年実施し、おおむね計画どおり目標を達成できたことから、A評価としました。	A	有	北部・南部児童相談所
63	里親制度	里親の登録数を増やすために、里親公開講座等を継続的に企画・実施し、里親委託を推進します。また、里親研修会等を実施し里親の資質の向上を図るとともに、里親等委託調整員の配置や里親支援機関との連携を強化する等、里親の支援を図ります。	里親等への委託率	%	53.68	50.19	A		「里親公開講座」、集客施設でイベント「里親応援の集い」を開催するなど、里親制度普及や啓発活動を行い市民に制度を周知した結果、新規登録里親数が20組となりました。 また、里親サロン、里親派遣支援、里子支援ボランティア、里親支援専門相談員との連携、新規登録里親及び未委託里親向けの研修を実施するなど里親支援の充実を図りました。 その結果、目標値である里親への委託率53.68%に対し50.19%の結果であったため、A評価としました。	A	A	A	B	A	児童虐待が増加する中、保護を要する児童に対しては、社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親への委託を推進することが重要となるため、里親登録数の増加が求められます。 また、里親等の制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識、里親等に対する支援が不十分であることなどにより、里親等への委託が十分に活用されているとは言えない状況にあるため、里親に対する支援体制を充実させることが必要となっております。	新型コロナウイルス感染症の影響により、集客施設でのイベントの中止や里親希望者に対する研修の縮小があったため、新規登録里親数が減少しました。そのため、令和4年度及び令和5年度は達成率が下がりましたが、計画期間全体を通して里親制度普及や啓発活動や里親支援活動を行った結果、令和6年度末で達成率が90%を超えたことから、A評価としました。	A	有	北部・南部児童相談所
64	社会的養育推進事業	埼玉県社会的養育推進計画に基づき、家庭における養育が困難な児童等を、家庭的な環境で養育、自立支援するため、里親等委託の推進に取り組み、家庭的養育等の充実を図ります。また、児童養護施設等において、本市の地域性を踏まえ、児童のニーズや施設の状態に応じて小規模かつ地域分散化を促進し、里親支援専門相談員の配置による家庭養育の推進など、ニーズに合った多機能化を支援します。	施設の小規模化・地域分散化等の促進	—	小規模化・地域分散化の促進	小規模化・地域分散化の促進	A		施設の小規模化・地域分散化等の促進において、事業開始希望者に相談対応の支援を行うこと等により、定員6名の自立援助ホーム3事業所が開設に至り、家庭的な環境での養育を行える場を増やすことができたことからA評価としました。	A	A	A	A	A	児童養護施設等において、個々の子どものニーズに応じた丁寧なケアを提供できるよう、施設の小規模化を検討するとともに、自立援助ホーム等との相談や実地調査等を通じて連携を図りながら、社会的養育の充実を推進する必要がありますに向けて引き続き検討を進めていきます。	計画期間においては、自立援助ホームが複数開設され、家庭的な環境での養育を行える場を増やすことができました。 児童福祉法改正により、家庭的養育優先の原則が示されたことから、引き続き施設の小規模化・地域分散化・多機能化に向け、施設等と調整を図っていきます。	A	無	子ども家庭支援課

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値		実績		R6年度評価・事業実施内容・成果	過年度評価					今後の課題	計画期間(令和2～6年度)における事業実績の分析と総合評価	計画期間(令和2～6年度)の総合評価	計画期間(令和2～6年度)における新型コロナウイルス感染症の影響の有無	所管
					R6	R6達成値	R6年度別評価	R2		R3	R4	R5	R6						
65	母子生活支援施設事業	18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親が、生活上の問題のため子どもの養育が十分にできない場合に、母子生活支援施設において母子の生活を支援します。また、入所者が自立し退所できるように支援体制を強化するとともに、すべての母子家庭の方が安心・安定した環境で子育てができるよう支援します。	事業の実施	—	実施	実施	A		令和6年度は通常入所3世帯の自立を促進するための家庭生活への助言や退所世帯へのアフターケアの実施など、各種支援を行ったことからA評価としました。	A	A	A	A	A	市内の母子生活支援施設のみに夫等からの暴力等から避難し保護が必要である母子を入所させる場合、所在を特定されるおそれがあります。 このため、市外施設への入所により所在を特定できないようにし、母子の安全性を確保します。	計画期間において、入所世帯の保護や自立に向けた支援や、退所世帯へのアフターケアを実施したことから、A評価としました。	A	無	子ども家庭支援課
66	児童虐待防止家族支援事業	虐待を受けた子どもとその保護者等の家族再統合への取組の充実を図るため、精神科医師や弁護士及び専門家に助言を受け、相談援助活動の充実を図ります。また、家族支援のための評価やプログラムによる家族再統合の促進を図ります。	カンファレンス実施回数	回	68	36	C		虐待ケースの家族再統合に向け、家族と協働で児童の安全を守るプランを作成するため、援助方針会議や各ケースワーカーから今後の方針確認のため、36回の家族支援ケースカンファレンスを実施しました。各係に家族支援ケースカンファレンスを進行する家族支援チームメンバーを配置し係内協議の活発化に努めた結果、家族支援ケースカンファレンスの回数減となりましたので、C評価としました。	A	A	B	B	C	今後も引き続き、様々な問題を抱える家族に対し、多角的な視点から適切なアセスメントをするため、家族再統合に向けた家族支援ケースカンファレンスの充実を図っていきます。また、各係に家族支援チームメンバーを配置し係内協議の活発化に努めます。	令和6年度は各係に家族支援チームメンバーを配置し係内協議の活発化に努めた結果、家族支援ケースカンファレンスの回数減となりましたので、が、家族再統合に当たり実施できたため、CB評価としました。	B	無	北部・南部児童相談所
67	総合療育センター事業	発達に遅れのある子どもや障害児等の早期発見と早期療育を行い、医療・福祉が一体となって、専門的な立場から子どもの状態に合わせた療育や保護者支援を実施します。また、診療や療育を受けるまでの待機期間の短縮のため療育センター機能の見直しを図ります。 障害児やその保護者が地域で安心して生活できるよう、診療所や児童発達支援センターの専門職員数の適正な配置を図ります。併せて、多職種の専門職による保育所・幼稚園等への訪問や関係機関との連携などの地域支援を引き続き実施します。	①初診待ち期間	日	35	48	C		①令和6年2月に療育センターひなぎく(岩槻区)を開設し、市内3か所の療育センターで診療を行うことになったため、初診待ち期間を13日短縮できましたが、目標達成には至りませんでした。事業の達成状況については、目標値35日と達成値48日との対比により、達成率が62.8%であることからC評価としました。 ②療育施設等への支援内容の活用度について、療育講座をオンラインで開催するとともに、出張療育カンファレンスを実施し、アンケートの中の活用度についての評価が98.4%になり、進捗状況が117%であったため、Aと評価しました。	A	A	A	A	C	①必要とされる支援の高度化や多様化により、診断や医療を必要とする障害児等が増え、より多角的な視点からの状況・状態の把握と的確な対応が求められています。全国的に発達に関する専門医(小児神経科)が少ないこともあり、容易に医師を配置できない現状です。 ②出張療育カンファレンス利用施設の拡大のため、市内の療育施設にカンファレンスの情報を広く周知します。なお、療育講座について引き続きオンラインでの開催を予定しており、より充実した講座に更新していきます。	①令和6年度については、市内3か所の療育センターでの診療実施により、初診待ち期間を大幅に短縮できましたが、目標達成には至りませんでした。計画最終年度の達成率目標に対する進捗状況が48%となり、70%を下回ったことからC評価としましたが、今後も初診待ち期間の短縮等へ向けて、診療待の見直しや調整を行い、持続可能な療育体制の整備を進めます。 ②障害児が日常生活を過ごす療育施設へ助言等を毎年度実施した結果、計画期間全てにおいて、目標値を上回る療育施設等への支援内容の活用度を達成したため、A評価としました。	C	無	ひまわり学園総務課、 医務課、育成課、療育センターさくら草、療育センターひなぎく
			②療育施設等への支援内容の活用度	%	84	98.4	A			A	A	A	A			A			
68	特別支援事業	私立幼稚園、認定こども園に通園する障害児やその疑いのある幼児を対象に、補助職員の採用や特別支援に必要な用具の設置や教諭の研修等、園運営の円滑化や保育環境の充実に資することを目的に、当該経費に対し助成を行います。 また、臨床心理士等を希望する幼稚園に派遣し、対象幼児の行動観察を行ったうえで、保育やクラス運営に関する相談を受ける等、担当教諭のみならず園全体の保育の質の向上を図ります。	事後アンケートの実施	%	90	100	A		特別な教育的支援を行う幼稚園等73園に対して補助金を交付しました。 私立幼稚園等特別支援巡回相談については、申請があった園に対して37件の巡回相談を実施しました。事後のアンケート結果では、実施した全ての園で肯定的な回答が得られ、目標値を上回ったため、年度別評価をAとしました。	A	A	A	A	A	私立幼稚園等特別支援巡回相談は、対象児童の観察の後、園内協議(カンファレンス)を行っています。園内協議は園全体の保育の質向上に資するものと考えており、対象の児童と直接関わる担任だけでなく、できるだけ多くの教職員が参加するよう呼び掛けていく必要があります。	私立幼稚園等特別支援巡回相談における園内協議への参加意欲を高め、保育の質を高めるための時間として有効活用されるよう、園内協議の時間が園内研修に位置づけられることを、令和6年度に幼稚園等に対して通知しました。 特別な教育的支援を行う幼稚園等に対する補助については、令和6年度から小学校への接続のための取組を強化する園を対象に補助上限を拡大しました。 以上のような取り組みを通して、私立幼稚園等特別支援巡回相談訪問後の事後アンケートにおいて、障害児に関する知識や理解が高まったとの回答が目標を上回ったことから、総合評価をA評価としました。	A	無	幼児政策課
69	保育施設等における障害児保育の推進	障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもに対し、より多くの認可保育所等での受け入れを拡大し、専門的な知識・技術を有する療育機関(総合療育センターひまわり学園等)と連携した保育の充実に努め、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、子どもの健やかな育ちを目指します。 さらに、個々の発達状況や個性を踏まえながら、集団保育の中で成長を支援できるよう専門職員による巡回指導等の対象施設を拡充し、障害の特性に配慮した体制の整備を推進します。 また、認可保育所等における障害児の受け入れを実施するに当たり、必要となる保育士の確保等が円滑に行えるように補助制度の充実を図り、様々な障害に対応するための専門知識等に関する研修を実施するなど、保育士の資質向上と質の高い障害児保育を推進します。	事業の実施	—	実施	実施	A		事業を滞りなく実施することができたため、A評価としました。なお、障害児保育対策事業補助金の交付対象となる受け入れ児童数・施設数について、令和5年度は487人・183園でしたが、令和6年度は586人・204園に増加となりました。	A	A	A	A	A	公立保育所での障害児等の受入れについては、常に定員に達している状況であるため、民間保育施設での受入れの促進と加配に必要な保育士の確保を推進する必要があります。 また、保育の量的拡大や保育ニーズの多様化が進む中、障害児等の保育のための専門的な知識の習得が必要となります。	巡回保育相談事業、発達支援研修への参加促進等の事業を実施しました。障害児保育対策事業補助金の交付対象となる受け入れ児童数・施設数は毎年増加し、民間保育施設で障害児等の受入れが進んだため、A評価としました。	A	無	保育課、保育施設支援課
70	放課後児童クラブにおける障害児支援の推進	障害のある児童が住み慣れた地域で安心して放課後を過ごすことができるよう、すべての放課後児童クラブにおいて受入体制を整えます。 公設放課後児童クラブにおいては、定員に障害のある児童の優先受入枠を設けます。 民設放課後児童クラブにおいては、「さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱」及び「さいたま市放課後児童健全育成事業委託実施基準」に基づき、障害のある児童を受け入れるクラブに対する職員の加配、委託料の増額を行うとともに、バリアフリー等の施設改修費を助成します。 また、障害児支援に関する研修を実施するほか、専門知識を備えた職員による巡回相談を実施し、障害のある児童のみならず、特別な配慮が必要な児童の育成支援を行うクラブを支援します。	事業の実施	—	実施	実施	A		令和6年4月1日時点において、322クラブ中152クラブにおいて278人の障害児を受け入れました。 障害児支援に対する専門性を高めるための支援員研修を2回実施しました。 専門知識を備えた職員等による巡回相談を継続実施し、各クラブにおける障害児支援をサポートしました。 これらの取組により、放課後児童クラブにおける障害児支援を推進したため、A評価としました。	A	A	A	A	A	障害児及び特別な配慮を要する児童数の増加により、対応に苦慮する事例も増えているという課題があります。そのため、研修内容の工夫や巡回相談における専門機関との連携強化などに取り組んでいきます。	公設放課後児童クラブにおいては、定員に障害のある児童の優先受入枠を設け、民設放課後児童クラブにおいては障害のある児童を受け入れるクラブに対して、基準に基づいた職員の加配にかかる人件費の加算を行うとともに、バリアフリー等の施設改修費の助成を実施しました。 また、障害児支援に関する研修を実施するほか、専門知識を備えた職員等による巡回相談を実施し、障害のある児童のみならず、特別な配慮が必要な児童を受け入れるクラブに対して支援を実施し、令和2年度から最終年度まで目標を達成できたことから、A評価としました。	A	無	放課後児童課

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値			実績	R6年度評価・事業実施内容・成果	過年度評価					今後の課題	計画期間(令和2～6年度)における 事業実績の分析と総合評価	計画期間 (令和2～6年度) の総合評価	計画期間(令和2～6 年度)における新型コ ロナウイルス感染症 の影響の有無	所 管
					R6	R6達成値	R6 年度別評価			R2	R3	R4	R5	R6					
71	発達障害者支援セン ターの充実	発達障害者社会参加事業を実施し、社会参加の機会を上げます。また、普及啓発活動や連絡協議会の開催を通し、地域における支援体制を整備するとともに困難事例の支援スキルの向上を図り、二次障害の発生と深い関連のある高校生年代を含めた支援の在り方について検討してまいります。	事業の実施及び推進	—	強化・推 進	強化・推 進	A	令和6年7月より、業務委託で「発達障害者地域支援マネジャー」の配置による地域支援体制の強化事業」を開始し、地域支援体制の強化を図りました。発達障害のある方を受け入れる事業所へのコンサルテーションを主な業務として、地域の機関との連携や支援者向け、当事者向けの講座を開催するなどの活動を行いました。 また、発達障害者社会参加事業も継続して行い、既存の社会資源につながりにくい発達障害のある方に対する居場所の一つとして提供いたしました。出張居場所として、コミュニティセンター等での回数を増やしました。 以上のことから、A評価としました。		A	A	A	A	A	令和7年度には、発達障害者地域支援マネジャーの活動を増やし、地域支援体制のさらなる強化を図ります。また、発達障害者社会参加事業においては、さらなる利用促進をしていくため、利用者の対象拡大を図るなど、検討を進めます。	令和2年度から継続して「相談支援」「発達障害者社会参加事業」「学生向けキャリア形成支援事業」「発達障害者支援連絡協議会」を実施。また、新規事業として「発達障害者地域支援マネジャー」の配置による地域支援体制の強化事業」を始めることができ、発達障害者支援センターの相談支援、地域支援の機能の充実が図られました。 以上のことから、A評価としました。	A	無	障害者総合支援セン ター
72	高次脳機能障害者支 援センターの充実	当事者及び家族等に必要な情報発信と高次脳機能障害の理解促進を図るセミナーの開催等による普及啓発により、早期に適切な支援につなぐとともに、関係機関と調整、連携しながら相談支援を行います。そして、当事者及び家族の方が安心して住み慣れた地域で生活できるように努めます。	事業の実施	—	実施	実施	A	・困難事例を取り上げた専門医によるスーパービジョンを7回実施するなど、相談支援の充実を図りました。 ・最も身近で支援している高次脳機能障害者の家族が集い、症状や対応方法などを学ぶ家族教室を1クール4回開催するなど、家族支援の充実を図りました。 ・高次脳機能障害理解促進セミナーを開催するとともにNPO法人との共催で高次脳機能障害普及啓発事業のイベントを7日間開催するなど、普及啓発活動に取り組みしました。 ・高次脳機能障害に関する人材育成の研修会等を11回(参加者211名)実施しました。 これらの事業内容に沿った取り組みができたためA評価としました。		A	A	A	A	A	早期に必要な支援につなげるため、更なる関係機関への普及啓発や人材育成の研修会に取り組むことが必要になります。	計画期間すべてにおいて事業を継続して適切に実施できたことから、A評価としました。	A	無	障害者更生相談セン ター
73	自立支援医療(育成 医療)給付	身体に障害のある子どもまたは、現存する病気を放置すると障害を残すと認められる子どもであって、確実な治療効果が期待できる場合に、医療費の給付及び治療用装具費を支給します。	事業の実施	—	実施	実施	A	母子健康手帳やホームページ、指定医療機関等から市民へ制度の周知を図り、更には当該年度より電子申請を行うことができたことから、適切な医療給付事務を遂行できたため、A評価としました。		A	A	A	A	A	本制度への申請が可能な方でも、子育て支援医療費助成制度等、主にさいたま市負担の公費負担制度のみの申請にとどまる方がいます。指定医療機関や各区保健センターと一層連携を強化し、制度理解を深め、本制度への申請を案内できるよう努めます。	上記実施内容・成果のとおり、例年同水準を維持しながら事務遂行を行えたため、右記評価とします。	A	無	健康支援課
74	通級指導教室の拡充	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が身近な教室で指導が受けられるよう、通級指導教室の拡充を進めます。	通級指導教室の拡充	教室	発達障害・情緒障害通級指導教室3教室	小学校(発・情)2校2教室 中学校(発・情)1校1教室	A	発達障害・情緒障害通級指導教室を小学校に2校2教室、中学校に1校1教室の新設準備を実施し、開設したことで、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、より身近な学校で適切な指導が受けられるようになったことから、A評価としました。		A	A	A	A	A	特になし	5年間で16教室の通級指導教室の開設準備を行い、翌年度に開設することができた。これにより、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、身近な教室で障害に応じた特別の指導を受けられるようになったため、A評価としました。	A	無	特別支援教育室
75	チャレンジスクール推進事業	地域社会の中で心豊かで健やかに児童生徒をはぐくむため、地域の方々の参画を得て、子どもたちの自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。	チャレンジスクールに参加して「よかった」「どちらかといえばよかった」と答えた子どもの割合	%	95	97.1	A	チャレンジスクールに参加する児童生徒に対してアンケート調査を行い、チャレンジスクールに参加して「よかった」「どちらかといえばよかった」と答えた子どもの割合を算出した結果、97.1%であったため、A評価としました。		A	A	A	A	A	ボランティアの不足が課題となっています。このため、市内外の大学や専門学校への広報活動を進めていきます。	令和2年度及び3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により、チャレンジスクールの開催を自粛したため参加する児童生徒やボランティアスタッフの人数は減少しました。しかし、チャレンジスクールに参加する児童の満足度は、期間を通じて、目標を上回る高い水準を維持しているため、A評価としました。	A	有	生涯学習振興課
77	二十歳の集い	新しい人生の門出を祝福し、二十歳としての責任や自覚を促すとともに、今後の活躍と将来の幸せを願うため、二十歳の集いを実施します。	参加満足度(二十歳)	%	88	92	A	昨年度同様市内10区を一括開催とし、二十歳対象者12,830人に対し、9,500人の二十歳の方に御参加いただきました。当日式典に御参加いただいた方々にアンケート調査を実施し、回答者数1,550人(御家族含む)のうち、1,436人の方によかったと回答をいただきました。参加満足度は92%となり、目標値である88%を上回ったためA評価としました。		C	A	A	A	A	今後も円滑な運営を目標とし、引き続き参加満足度を向上できるよう、運営方法や企画内容を検討していきます。	対面での開催ができなかった令和2年度を除き、目標である参加満足度を達成できました。引き続き参加満足度を向上できるよう、運営方法や企画内容を検討していきます。	A	有	子ども・青少年政策課
78	グリーンライフ狼花 キャンプ場運営事業	青少年や青少年団体が、集団野外宿泊、デイキャンプ、レクリエーション、自然体験等を通して、社会性、協調性、ルールや命の大切さなどを学ぶ施設として、利用の推進を図ります。	延べ利用団体数	団体	80	56	B	電線ケーブル類の不足によりトイレ整備工事が令和5年度中に完了せず、令和6年4月27日からの利用再開となったことや、利用日が雨天予報のため、利用を取り止めた団体が12団体あり、延べ利用団体数が56団体に止まり、進捗状況が70%であったことから、B評価としました。		C	B	A	C	B	引き続き、市報やホームページ等で利用周知するとともに、安全に施設を利用できるよう、日々の維持管理や計画的な修繕を進めていく必要があります。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用団体数が減少したこともあり、計画期間全体として、延べ利用団体数が目標値の74%であったため、B評価としました。	B	有	子ども・青少年政策課
79	児童センター事業	子どもや保護者が交流し、親子で一緒に運動や工作などの体験ができ、また、各種催し物や子育てサークル・子ども会の開催など、地域組織の活動を支援する児童センターの充実を図ります。 老朽化が進んでいる児童センターに対し、中・大規模修繕を実施します。	中・大規模修繕実施箇所数	施設	1	1	A	中・大規模修繕について、さいたま市公共施設マネジメント計画に基づき、宮原児童センター大規模改修工事について、安全面に配慮しながら、工期内に完了できました。		A	A	A	C	A	今後修繕を実施する施設や、移転を検討している施設があるため、利用者が安全に施設を利用できるよう配慮しつつ、計画的に修繕や移転を進めていく必要があります。	修繕計画の変更があり、令和5年度はC評価でしたが、おおむね目標値を達成することができました。引き続き適正な管理・運営を行います。	B	無	子ども・青少年政策課
80	「未来(みら)くるワーク体験」(中学生職場体験事業)	キャリア教育の視点から、市立中学校等の生徒を対象に、勤労観、職業観をはぐくみ、学ぶことの意義を考える機会とするため、地域の事業所等の協力を得て、「未来(みら)くるワーク体験」(中学生職場体験事業)を実施します。	「仕事をすることは人の役に立つことだと思う」の質問に対して「そう思う」と回答した活動前後の伸び率	P(ポイント)	伸び率12.8P	6.2P	C	職場体験に参加した生徒を対象に実態調査を実施し、「仕事をすることは人の役に立つことだと思う」の質問に対して「そう思う」と回答した割合の活動前後の伸び率が6.2ポイントとなり、進捗状況が48%であったことから、C評価としました。		C	A	A	C	C	生徒が多様な体験ができるよう、受入れ事業所の拡大を図る必要があります。そのために、事業PR動画の作成など、広報・周知活動を一層充実させます。また、参加する生徒の意欲や充実感を高めることができるよう、学校に事業目的を明確に示す必要があります。そのために、各学校の実務担当者研修会などを通して、教育効果を高める指導方法の提供を行います。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業を実施することができなかったため、年度別評価がCとなっています。令和3～6年度は、仕事をすることは人の役に立つことだと思う」の質問に対して「そう思う」と回答する割合が活動前後の伸び率が上がらない状況が続いていますが、「どちらかといえば、そう思う」と併せた肯定的な回答の割合は、令和3～6年度のすべてで99%を超えており、体験を通して様々な仕事が社会の役に立っていると感じている生徒が増えていることがわかるため、B評価としました。	B	有	生涯学習振興課
81	子どもの居場所づくり (多世代交流会食)	地域社会の中で子どもたちが様々な世代との交流を通じて、健全に成長できる環境づくりを推進することを目的として、市内で会食を実施する団体等に対し、食材料費等の経費の一部を助成します。	事業実施箇所数	箇所	2か所増	5か所増※26か所	A	令和6年度は子どもの居場所づくり事業補助金として、26か所で事業を実施し、最終目標値である23か所に対し、進捗状況が113%であったことから、A評価としました。		C	C	A	A	A	子どもの居場所が多様化し、考え方が多岐に渡るようになってきていることから、令和7年度からはプレーパーク事業も補助対象事業とし、対象拡大を行いました。引き続き子どもたちが様々な世代と交流し、健全に成長できる環境づくりを推進していきます。	令和元年度13か所に対し、令和6年度26か所となり、5年間で10か所増の目標値を超える達成値となったためA評価としました。	A	有	子ども・青少年政策課

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値	実績		R6年度評価・事業実施内容・成果	過年度評価					今後の課題	計画期間(令和2～6年度)における事業実績の分析と総合評価	計画期間(令和2～6年度)の総合評価	計画期間(令和2～6年度)における新型コロナウイルス感染症の影響の有無	所管
					R6	R6達成値	R6年度別評価		R2	R3	R4	R5	R6					
82	子どもの社会参画推進事業	子どもの自己肯定感を育て、まちづくりへの参画意識を醸成を図るため、子どもたちが自分たちの力で仮想のまちをつくり、そこで、働き、お金を稼ぎ、物を買ったり、サービスを受けたりする社会体験ができる子どもがつくるまち「ミニ〇〇(区)」を実施します。	参加してよかった等と回答した参加者の割合	%	90	95.4	A	市内2か所で子どもがつくるまちを実施し、2,422人が参加しました。参加した子どもにアンケートを実施し、95.4%が参加してよかった等の回答、進捗状況が106%であったことから、A評価としました。	A	A	A	A	A	会場参集形式に加えて、オンライン開催の更なる充実や日程の見直し、実施会場を増やすなど、より多くの子どもたちに参加してもらえるような工夫や提案を促すような取組を検討していく必要があると考えます。 また、「まち会議」(子どもたちによる企画運営会議)の中で、さいたま市(実際のまち)に対する子どもの意見についても聴取してもらうことを検討しています。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止やオンラインのみでの開催となり、これを契機として、オンラインと会場のハイブリッド開催を常態とし、更なる参加者の獲得を目指しているところです。 実施後のアンケートでは、参加してよかった等と回答した参加者の割合は、5年の計画期間を通して平均95%を超える満足度であり、子どもの社会参画意識の醸成に寄与する事業であるといえます。今後も開催方法を工夫し、より多くの参加者を獲得していきたいと思います。	A	有	子ども・青少年政策課
83	青少年の主張大会	青少年が日々の暮らしの中での思いを、自分の言葉としてまとめ、発表することにより、いかに生きていくか、どのように協働していくかのテーマを見つけ、自ら考え行動することの契機として、実施します。	応募人数	人	1000	893	B	募集チラシの作成、市ホームページ及び市報による周知等を実施した結果、応募数が目標の89%となったため、B評価としました。	C	B	B	C	B	今後もより多くの応募人数を確保する必要があります。そのために、募集チラシの作成、市ホームページ及び市報による周知等のほか、市内学校に対して校長会や幹事会等での協力依頼を実施します。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で応募人数が減少したこともあり、計画期間全体として、応募人数が目標値の69%であったため、C評価にしました。	C	有	子ども・青少年政策課
84	青少年による郷土芸能伝承活動支援事業	青少年の地域への関わりや、地域の交流を一層推進するため、青少年の健全育成を目的とした太鼓やお囃子、獅子舞等の郷土芸能伝承活動団体へ補助金を交付し、支援を行います。	交付団体数	団体	40	28	B	補助金について市報やホームページで周知することで、交付団体数40団体の目標値に対して実績値が28団体となり、進捗状況が70%であったことから、B評価としました。	B	C	C	C	B	新型コロナウイルス感染症により減少した交付申請団体数がコロナ収束後増加傾向にあることから、団体の活動を支援するため補助金制度を改めて周知していく必要があります。	新型コロナウイルス感染症により各団体の活動に制限があったことから、申請団体が減少し、令和3年～令和5年の年度別評価はCとなりましたことから、総合評価をCとしました。	C	有	子ども・青少年政策課
85	青少年団体補助事業	青少年団体の自主活動や育成組織活動を促進するためのボランティア活動・イベント事業などについて、青少年団体等に補助を行い、青少年の健全育成を推進します。	交付団体数	団体	91	86	A	計86の青少年団体へ補助金を交付し、進捗状況が95%であったことから、A評価としました。 ・さいたま市ボーイスカウト協議会 ・さいたま市ガールスカウト連絡協議会 ・青少年育成さいたま市民会議本部・青少年育成さいたま市民会議10区連絡会・青少年育成さいたま市民会議65地区会 ・さいたま市子ども会育成連絡協議会・さいたま市子ども会8区連合会	A	A	A	A	A	一部団体から補助金の不入が発生したため、次年度は対象経費について助言を行い、補助金が青少年の健全育成を目的とする体験活動等事業の実施に有効に活用されるよう取り組みます。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、交付した補助金の一部が入入されるなどの影響はありましたが、計画期間中に目標値の合計455団体に対して97%超にあたる444団体へ補助金を交付し、活動を支援したことから、A評価としました。	A	有	子ども・青少年政策課
86	メディアリテラシー出前講座	インターネットトラブルから子どもたちを守るため、保護者をはじめとする子どもを取り巻く大人たちが、スマートフォンやインターネット等に関する現状や課題を理解し、子どもたちに指導できるようにするための出前講座を行います。	参加人数	人	1600	1372	B	メディアリテラシー出前講座について、講座を10回実施し、目標値の約86%に相当する1,372名の参加者があったため、B評価としました。	C	C	A	B	B	社会全体のデジタル化を踏まえて、オンラインによるリアルタイムでの実施や、オンデマンドによる動画視聴形式など、実施形態を見直します。また、生成AI等の技術の急速な発展を踏まえて、子どもたちのリテラシーの向上につながるように、講座内容の更なる充実を図ります。	令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での実施に大幅な制約があり、参加人数について目標値を大幅に下回る結果となりました。同感染症の影響が緩和された令和4年度以降は、広報誌及び教育研究所Webページ等により、関係各機関への周知を図ることで、目標値を概ね達成することができました。	B	有	教育研究所
87	非行防止対策の推進	青少年の健全育成・非行防止に関する市民意識の高揚を図るため、子供・若者育成支援強調月間中に、青少年健全育成に関わる団体等が協力し、非行防止キャンペーンを各区で展開します。 また、青少年の健全育成・非行防止のため、大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動を実施します。	キャンペーン参加地区数	区	10	10	A	市内全10区で非行防止キャンペーンを実施でき、進捗状況が100%であったことから、A評価としました。	B	A	A	A	A	青少年の健全育成・非行防止のため、各区区民まつりなどの事業におけるキャンペーンを推進します。	非行防止キャンペーンを毎年度実施し、計画期間のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和2年度を除き、目標値である市内10区での実施を達成したため、A評価としました。	A	有	子ども・青少年政策課
88	子ども・若者育成支援事業	子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者が円滑な自立が果たせるよう、地域の関係機関等が連携し支援を行います。 また、社会環境の変化により、若者を取り巻く問題は多岐に渡るため、各支援機関の連携が不可欠であるため、支援の要となるユースアドバイザーを養成します。	ユースアドバイザー養成人数	人	20	28	A	ユースアドバイザー・スキルアップ研修を実施した結果、ユースアドバイザーを28人養成でき、進捗状況が140%であったことから、A評価としました。	A	A	A	A	A	若者を取り巻く問題は多岐に渡り、各支援機関の連携が不可欠であるため、引き続きユースアドバイザーを養成します。	研修を毎年度実施し、目標値であるユースアドバイザー養成人数を達成したため、A評価としました。	A	無	子ども・青少年政策課
89	若者自立支援ルーム事業	社会生活を営むうえで困難を有する、市内在住30歳代までの若者に対し、個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を行います。	自立に向かっていてと回答した割合	%	68	82	A	就労に向けた資格取得講座や個別面談等、個人の状態に合わせた自立支援プログラムを実施しました。自立に向かっていてと回答した割合が82%であり、目標値を上回ったため、A評価としました。	A	A	A	A	A	様々な課題を抱える若者を支援するため、プログラムの充実や長期的な計画をもった支援を行う必要があります。	自立支援プログラムの充実や長期的な計画をもった支援を行うなど、個人の状態に合わせた支援を行ったことで、目標値を上回ることができたため、A評価としました。	A	有	子ども・青少年政策課
90	若年者等職業的自立支援事業	若年者の職業的自立を図るため、地域若者サポートステーション事業をはじめとする各種若年者就業支援を行います。	地域若者サポートステーションさいたまによる就職等進路決定者数	人	96	131	A	若年者等への就労支援を実施した結果、「地域若者サポートステーションさいたま」における就職等進路決定者数が合計131名となり、目標値を達成したためA評価としました。	C	A	A	A	A	潜在的利用者に対する周知活動を行う必要があります。そのため、ハローワーク等の関係機関と連携し、潜在的利用者の掘り起こしを行います。	国と協働で運営する地域若者サポートステーションさいたまにおいて、カウンセリング・セミナーなどの各種職業的自立支援を実施しました。また、国等の関係機関と連携し、若年者等への効果的な就労支援策を検討し、計画期間のうち令和3年度から最終年度まで、目標値を上回ることができたため、A評価としました。 なお、令和2年度については、新型コロナウイルス対策のため、緊急事態宣言期間中、対面での支援を中止し、それ以外の期間もセミナー等は定員を半数程度に減らして実施したため、目標値を達成できませんでした。	A	有	労働政策課
91	いじめのないまちづくり推進事業	さいたま市いじめ防止対策推進条例に基づき設置した「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を活用し、啓発活動の実施、関係機関等の連携強化を図るなど、いじめの防止に取り組みます。	啓発活動の実施回数	回	2	2	A	さいたま市いじめのないまちづくりネットワークを目標である2回開催し、その中でいじめ撲滅啓発を目的に作成した啓発品の配布や、関係機関等の情報共有などの啓発活動を行ったため、A評価としました。	A	A	A	A	A	インターネット接続機器の普及など子ども・若者を取り巻く環境の変化により複雑化するいじめ問題に対応するため、「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を活用し、啓発活動を実施する他、これまで以上に関係機関等の連携強化を図るなど、いじめの防止に取り組む必要があります。	さいたま市いじめのないまちづくりネットワークを2回開催し、その中でいじめ撲滅啓発を目的に作成した啓発品の配布や、関係機関等の情報共有などの啓発活動を期間中毎年度実施することができたため、A評価としました。	A	無	子ども・青少年政策課
92	ひきこもり対策推進事業	「ひきこもり相談センター」において、電話・面接等にて相談支援を行う他、グループ活動、リレート(ひきこもり)サポーター派遣等による支援を実施します。また、地域連携や普及啓発、人材育成を実施し、支援の充実を図ります。	リレートサポーター派遣件数	件	100	72	B	リレートサポーター養成研修を1回実施し5名が参加、そのうち2名が登録しました。派遣件数は72件と目標値に対して72%の達成率のため、B評価としました。	B	A	A	B	B	リレートサポーターは大学生が多く、授業等との兼ね合いにより、日程調整が難航することもあります。また、就職等により活動終了となることが多いため、継続的な養成が課題となっています。利用を希望する当事者は男性が多いため、男性サポーターの養成数を増やしていく必要があります。	7大学12学部へリレートサポーターの養成研修について周知し、年1回養成研修を実施しました。養成後、登録に至ったリレートサポーターを、希望する当事者及び、当事者グループ活動に派遣しました。養成対象者及び養成方法について検討し、引き続き派遣事業を実施します。	B	無	こころの健康センター

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値	実績	R6年度評価・事業実施内容・成果	過年度評価					今後の課題	計画期間(令和2～6年度)における事業実績の分析と総合評価	計画期間(令和2～6年度)の総合評価	計画期間(令和2～6年度)における新型コロナウイルス感染症の影響の有無	所管	
					R6	R6達成値		R6年度別評価	R2	R3	R4	R5						R6
93	子どもの精神保健相談室	「子どもの精神保健相談室」において、小学4年生から中学生の子どもとその家族や関係機関等を対象に、電話・面接等にて心の問題に関する相談を行う他、グループ活動による支援を実施します。	事業の実施	—	実施	実施	A	小学4年生から中学生までの子どもとその家族等を対象に、電話や面接相談を実施しました。また、子どもと家族の心の回復支援を目的としたグループ事業を実施したため、A評価としました。	A	A	A	A	A	今後も、子どもとその家族の心の健康回復のための相談支援が必要です。また、支援者の専門的知識の習得と相談援助技術の向上を図るために、子どもの精神保健に関する研修を開催する必要があります。	小学4年生から中学生までの子どもとその家族等を対象に、電話や面接等の相談、子どもや家族の心の回復支援を目的としたグループ事業を計画期間全てにおいて実施し、心の問題に対して丁寧にアプローチすることができたため、A評価としました。 コロナ禍以降、女子の「自傷・自殺」関連の電話相談が増加しました。	A	有	こころの健康センター
94	教育相談室・教育支援センター、不登校等児童生徒支援センター（Growth）	市内6か所の教育相談室・教育支援センターにおいて、児童生徒の学校生活に関わる様々な相談や、未就学児のことばや発音などに関する相談に応じます。また、様々な理由で登校することが困難な児童生徒に対して、社会的自立を目指した支援・指導を行います。 不登校等児童生徒支援センター（Growth）において、体験活動やオンラインでの支援を通して、学ぶ楽しさや喜びを実感できる機会を提供し、不登校等児童生徒の社会的自立を目指します。	子育て学習会の実施回数	回	18	18	A	不登校等児童生徒への支援について、不登校等で悩む保護者を対象に、子育てに関する情報交換等を行う「子育て学習会」について、18回実施し、他室との共同開催（Growth、岸町教育相談室の主催）により、保護者に対しより多くの参加の機会を作ることができたことや、座談会を取り入れたことにより、保護者の日常的な悩みを引き出し、共有することができたことから、A評価としました。 不登校等児童生徒支援センター（Growth）において、令和5年度の支援に加え、授業等を補助する外部人材やメタバースを活用したオンライン学習を継続し、学習支援・相談支援の充実を図りました。	A	A	A	A	A	不登校児童生徒支援センター（Growth）において個に応じた支援をさらに充実させていく必要があります。また、令和7年度末の不登校児童生徒支援センター（Growth）の発展的解消に向けて令和8年4月以降の不登校等児童生徒の支援について検討していく必要があります。	不登校等で悩む保護者を対象に、子育てに関する情報交換等を行う「子育て学習会」について、市内6か所の教育相談室・教育支援センターにおいて実施し、また、回数を増やすとともに内容の充実を図ってまいりました。 さらに、不登校等児童生徒支援センター（Growth）の設置によって、体験活動やオンラインでの支援を通して、学ぶ楽しさや喜びを実感できる機会を提供することで、不登校等児童生徒の社会的自立に向けた取り組みを推進することができました。	A	無	総合教育相談室
95	未成年後見人支援事業	親権を行う者又は未成年後見人がいない児童等について、児童相談所長は福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求をし、その選任された未成年後見人の支援として、必要な報酬の支払いと損害賠償保険の加入を行います。	事業の実施	—	実施	実施	A	新たに3名の児童に対し、未成年後見人の選任請求を行い、選任された未成年後見人に対し、報酬の支払い及び、損害賠償保険の加入を適正に行うことができたため、A評価としました。	A	A	A	A	A	民法改正に伴い、令和4年度から成年年齢が引き下げられたことから、対象となる児童が減少傾向にあるため、制度の普及とどのように行うかが課題となります。	何かしらの事由により新たに親権者が不在となった18人の児童に対し、計画期間内に未成年後見人を選任し、児童の福祉に寄与することができたため、A評価といたしました。	A	無	北部・南部児童相談所
96	身元保証人確保対策事業	児童養護施設等に入所中又は退所した子どもに対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を締結することにより、身元保証人を確保し、子どもの社会的自立の促進を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A	児童養護施設等に入所中、または退所した児童に対して、施設長等が身元保証人になった際に、適正に損害保険契約を締結したため、A評価としました。	A	A	A	A	A	身元保証人確保対策事業は、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に損害保険契約を行うことから、年度末に集中することが多く、効率的に手続きを行っていく必要があります。	社会的自立を目指す児童に対し、計画期間内で合計29件の損害保険契約の契約を締結したため、A評価といたしました。	A	無	北部・南部児童相談所
97	施設入所児童フェアスタート応援事業	児童養護施設等に入所又は委託されている高校生の学習や高校生活等にかかる費用のうち、措置費では不十分なものに対して補助を実施することにより、進学や自立に向けたスタートラインでの格差を解消し、進学率や就労率の向上を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A	児童養護施設等に入所又は委託されている高校生の費用について、補助を実施し、児童の進学・自立を促進したため、A評価としました。	A	A	A	A	A	高校生の児童がいるにも関わらず、補助の申請をしない施設を生じさせないため、引き続き対象児童の在籍する施設に周知を行う必要があります。	計画期間全てにおいて、児童養護施設等に入所又は委託されている高校生の費用について、補助を実施することができたため、A評価としました。	A	無	北部・南部児童相談所
98	自立援助ホーム入所児童自立援助事業	自立援助ホームに委託された児童の就業を支援し、その自立を図るため、就職に際して必要となる若しくは就職に有利となる資格の取得に必要な講座の受講費等を援助します。	事業の実施	—	実施	実施	A	当市の自立援助ホーム入所児童が入学した自動車学校の経費について、補助を実施し、児童の就職・自立を促進したため、A評価としました。	A	A	A	A	A	令和6年度は申込者が1人にとどまったため、引き続き対象児童の在籍する施設に周知を行う必要があります。	計画期間全てにおいて、当市の自立援助ホーム入所児童が入学した自動車学校の経費について、補助を実施することができたため、A評価としました。	A	無	北部・南部児童相談所
99	保育所の優先入所	ひとり親家庭等の子育てと仕事の両立を支援するため、ひとり親家庭等の子どもが優先的に保育所へ入所できるよう配慮します。	事業の実施	—	実施	実施	A	ひとり親家庭等の生活状況を考慮し、優先的に保育所に入所できるよう継続して利用調整における加点を実施したためA評価としました。	A	A	A	A	A	核家族化や女性の社会進出に伴い、保育需要が高まっている中、生活の安定と自立のため、より保育の必要性の高いひとり親家庭等の児童が優先的に保育所へ入所できるよう、継続して配慮を行う必要があります。	引き続き申請に基づいて適正に実施することで、ひとり親家庭等の子育てと仕事の両立を支援し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図っていきます。 計画期間全体にわたり利用調整における加点を実施したことから、A評価としました。	A	無	保育施設支援課
100	放課後児童クラブの優先入所	ひとり親家庭等の子育てと仕事の両立を支援し、生活の安定と自立を促進するために、放課後児童クラブの入室における審査基準点の加点などによる優遇措置を講じます。	事業の実施	—	実施	実施	A	ひとり親家庭等が放課後児童クラブを優先的に利用できるよう、さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、入室審査における指数の加点などの優遇措置を実施したため、A評価としました。	A	A	A	A	A	入室希望者が定員を大きく超過する放課後児童クラブにおいては、ひとり親家庭等でも入室が不承諾になる場合があります。 そのため、放課後児童クラブの拡充等により、待機児童の解消に取り組んでいきます。	ひとり親家庭等が放課後児童クラブを優先的に利用できるよう、さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、入室審査における指数の加点などの優遇措置について、継続して実施しました。	A	無	放課後児童課
101	市営住宅における母子世帯等の優先入居	市営住宅の定期募集に際し、ひとり親世帯等の社会的弱者の当選確率を優遇し、居住の安定を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A	市営住宅の入居募集の際にひとり親世帯、高齢者世帯、障害者世帯など住宅困窮度の高い世帯に対して、抽選番号を1つ多く付与することによって一次当選確率を高め、一次当選者の中から入居順位を決定する際の困窮度判定時には加点を行い、優先的に入居できるような措置を実施しました。	A	A	A	A	A	公営住宅は、昨今の社会情勢等の変化に伴い、多様な役割を求められています。ニーズを的確に捉え、法の目的・制度から逸脱しない範囲で、柔軟に対応していく必要があります。	ひとり親等の住宅困窮度の高い世帯に対して抽選及び困窮度判定における優遇措置を計画期間全てにおいて実施し、目標値を達成したため、A評価としました。	A	無	住宅政策課
102	民間賃貸住宅への入居支援	高齢者、障害者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。	事業の実施	—	実施	実施	A	R6年度も引き続き、ひとり親世帯や高齢者等が、住宅確保要配慮者であることを理由に入居機会が制約されることなく、民間賃貸住宅への入居が促進されるよう、埼玉県建物取引業協会と協定を結び、「さいたま市入居支援制度協力店名簿」等の情報提供を実施しました。また、要配慮者向けに作成した「賃貸住宅入居支援のご案内」及び「入居支援ガイドブック」を各福祉課、支援課及び高齢介護課の窓口にも配架することにより、入居促進の啓発を図りました。その他、賃貸人に向けて、要配慮者の入居に対する理解の促進や不安軽減を図るため、居住支援に係るセミナーを実施したため、A評価としました。	A	A	A	A	A	居住支援協議会の構成員である不動産関係団体、居住支援団体、庁内関係部署等と居住支援に係る連携強化を図り、引き続きひとり親世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居促進を図っていく必要があります。	ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居支援を実施し、計画期間全てにおいて、目標値を達成したためA評価としました。	A	無	住宅政策課
103	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業（生活支援）	ひとり親家庭の母等の抱える日常生活上の様々な悩み等の相談に適切に、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなど、直面する諸問題の解決に向け支援します。 また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施します。	事業の実施	—	実施	実施	A	令和6年度は就労に関する相談が304件ありました。それらの相談に対して、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなどセンター事業を実施し、また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施したため、A評価としました。	A	A	A	A	A	各種支援制度の認知度向上を図るため、引き続き、ひとり親家庭に対し積極的な周知を行い、確実に支援情報を届けていく必要があります。	計画期間において、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなどセンター事業を実施し、また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施しました。 計画期間内において、目標値を達成することができたため、A評価としました。	A	無	子育て支援課

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値		実績		R6年度評価・事業実施内容・成果	過年度評価					今後の課題	計画期間(令和2～6年度)における 事業実績の分析と総合評価	計画期間 (令和2～6年度) の総合評価	計画期間(令和2～6 年度)における新型コ ロナウイルス感染症 の影響の有無	所管
					R6	R6達成値	R6 年度別評価	R2		R3	R4	R5	R6						
104	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(養育費相談)	ひとり親家庭の母等の養育費に関して専門家との相談を実施するほか、養育費取得等に関する相談機関や各種支援策などの情報提供を行います。	養育費に係る法律相談の受付数	件	44	72	A	ひとり親家庭の母等の抱える日常生活上の様々な悩み等の相談に関し、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなど、直面する諸問題の解決に向け支援を行い、また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を72件実施でき、進捗状況が164%であったことからA評価としました。	A	A	A	A	A	8月に各区においても法律相談を実施していますが、利用数が少ない状況であるため、更なる広報、周知を図っていきます。	必要な情報を提供し、法律知識が必要となる親権や養育費等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施し支援を行うことができました。計画期間内において、目標値を達成することができたため、A評価としました。	A	無	子育て支援課	
105	児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育する者に児童扶養手当を支給します。	事業の実施	—	実施	実施	A	児童扶養手当の支給について、令和6年11月の制度改正に遡願なく対応し、受給者へ支払を着実に行ったことから、A評価としました。	A	A	A	A	A	今後、児童扶養手当の制度改正があった際には、それに対応し、支給業務を滞りなく行うことが課題として挙げられます。	児童扶養手当の支給について、児童扶養手当法に基づいて事業を実施しました。計画期間内において、目標値を達成することができたため、A評価としました。	A	無	子育て支援課	
106	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	母子、父子及び寡婦に対して必要な資金を貸す母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を推進し、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進を図ります。	貸付件数	件	97	104	A	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方への資金の貸付において、必要な方への経済的自立や、扶養している児童の福祉増進に寄与することができ、目標貸付件数を上回ったためA評価としました。	B	C	C	C	A	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進のため、支援を必要とする人に制度情報が届くよう、幅広く周知していきます。	令和2年度の制度改正により貸付件数は減少傾向でしたが、物価高騰の影響を受け令和5年度から貸付件数は増加しております。貸付を希望する方に必要な情報を提供し、ひとり親家庭の自立促進を図り適切な貸付事業の運営を行ってまいりましたが、計画期間での達成値を平均した結果では目標件数を下回ったため、C評価としました。	C	無	子育て支援課	
107	ひとり親家庭等医療費支給事業	受給資格者〔1. 母子家庭の母、2. 父子家庭の父、3. 養育者家庭の養育者(1人)、4. 父又は母に一定の障害がある場合は当該障害の状態にない方の1人、5. 上記1～4に監護されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日までのもの(一定の障害のある児童については20歳未満)〕の中で、受給資格証の交付を受けたものの健康保険各法に規定する保険診療一部負担金を助成します。	事業の実施	—	実施	実施	A	ひとり親家庭等医療費を滞りなく支給し、安定的な制度運営を実施できたため、A評価としました。	A	A	A	A	A	受給資格があるにもかかわらず、受給していない家庭があることが課題として挙げられます。解決策としましては、区役所の担当窓口である保険年金課と本事業に関係の深い児童扶養手当の担当課である支援課との連携を密にし、対象者に対して資格登録申請の勧奨を行ってまいります。	計画期間中、計画期間全てにおいて、ひとり親家庭等医療費を滞りなく支給し、安定的な事業運営を実施できたことから、A評価としました。なお、令和5年度以降、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限が緩和され、医療機関への受診機会の増加や、インフルエンザ等の感染症の流行により、医療費が大幅に増加しました。	A	有	子育て支援課	
108	ひとり親家庭児童就学支度金	中学校に入学予定の児童を養育している市町村民税非課税世帯(生活保護受給世帯は除く)の母子家庭の母、父子家庭の父又は父母のいない児童を養育している人に、その児童の入学準備に必要な経費の一部を助成します。	ひとり親家庭児童就学支度金支給児童数	人	270	204	B	令和6年度においては、児童扶養手当申請時に案内を徹底することやひとり親家庭等医療費支給制度の通知に案内を同封する等、周知を行い、204件(児童数205人)の方に支給し、目標に対する達成値が76%となったため、B評価としました。	A	A	A	A	B	就学支度金は、対象要件を満たすひとり親世帯からの申請に基づき、支給する制度です。対象世帯が漏れなく申請できるよう、引き続き制度周知を幅広く行う必要があります。	令和6年度は件数が減少したものの、計画期間全体では目標を概ね達成できたため、A評価としました。また、令和7年度以降についても、ひとり親家庭の中学校入学時にかかる経済的負担を軽減するため、引き続き事業を実施します。	A	無	子育て支援課	
109	就学援助制度	経済的な理由で、小・中学校へ通う児童生徒の学用品の購入や給食費の支払いが困難な保護者に対し、それらの費用の一部を援助します。	事業の実施	—	実施	実施	A	昨年度に引き続き、経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費の支給をはじめとした必要な援助を行ったため、A評価としました。	A	A	A	A	A	経済的理由で就学援助を必要とする保護者が、必要とされる時期に援助を受けられる制度であることが重要であるため、適宜、制度の周知を行ってまいります。	計画期間全てにおいて、目標値を達成することができたため、A評価としました。	A	無	学事課	
110	ひとり親家庭等自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、対象者に合った自立支援計画を立てて、就職等のサポートを行います。また、必要に応じて、ハローワークとの連携による職業訓練の支援要請を行います。	プログラム策定件数	件	1	11	A	令和6年度においては、ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、ひとり親家庭等自立支援プログラムの策定を11件行い、目標に対する達成値が1,100%となったためA評価としました。	C	A	A	A	A	ひとり親家庭等自立支援プログラムの策定は、利用者が年々増加傾向にあります。ひとり親家庭の母等の就業・自立に寄与するため、今後さらに、機会を捉え制度案内を強化していく必要があります。	令和6年度も件数が増加しており、計画期間中、達成値が毎年増加したため、A評価としました。また、令和7年度以降についても、引き続き事業を実施するとともに、必要とするひとり親家庭に情報が届くよう幅広い周知を行っていきます。	A	無	子育て支援課	
111	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(就労支援)	ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、就業に関する各種相談に応じるほか、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習など就業に向けた支援を行います。	講習会の満足度	%	94	94	A	各種講習会を計画どおり実施しました。内容について、受講者からのアンケート等を通じ、受講者のニーズを把握し、より良い内容に見直しを行うことで、満足度94%を達成したため、A評価としました。	A	A	A	A	A	市報やホームページのほか、チラシ等を活用し幅広く周知を行います。	就業に関する各種相談に応じるほか、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習など各種講習会を実施し、就業に向けた支援を行いました。計画期間全体では目標を概ね達成できたため、A評価としました。	A	無	子育て支援課	
112	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の一層の生活の安定を図るため、就職に有利な資格の取得を目指し、1年以上養成機関などで修学する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給します。	養成機関修了者(進学の方を除く)の就職率	%	88	88	A	令和6年度は、訓練促進給付金を41人に55,385,500円、修了支援給付金を18人に775,000円の支給を行い、修了者(進学を除く)のうち就職した者の割合88%を達成し、ひとり親家庭の自立促進を図ったためA評価としました。	A	A	A	B	A	対象者が漏れなく申請できるよう、引き続き、市報やホームページのほか、チラシ等を活用し幅広く周知を行います。	令和6年度は前年度から達成値が大幅に増加し、計画期間全体で概ね目標値を達成できたため、A評価としました。	A	無	子育て支援課	
113	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の自立の促進を図るため、教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の一部を支給します。	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給件数	件	20	15	B	支給件数が15件となり、目標の20件に対し、達成率が75%となったためB評価としました。	C	A	C	C	B	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金は、給付金対象講座の受講前に面談を行い、申請受付を行う制度となっています。対象者の申請漏れを防ぐため、制度のさらなる周知・広報を図る必要があります。	計画期間において目標達成率が50%に満たない年度が複数ありましたが、制度の周知・広報を図ることで、令和6年度は達成率75%と達成率を大幅に増加できたことから、B評価としました。	B	無	子育て支援課	
114	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の学び直しのため、高等学校卒業程度認定試験の対策講座を受講し、その修了時と高等学校卒業程度認定試験の合格時に、経費の一部を支給します。	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給件数	件	3	0	C	対象講座指定申請及び給付金支給件数が0件であったため、C評価としました。	A	C	C	C	C	令和3年度以降申請がないため、ホームページ等のほか、面談時にも必要に応じて案内を行うことで、制度の幅広い周知を行います。	令和3年度以降申請がないことから、総合評価はCとしました。また、令和7年度以降についても適正に事業の周知を図りながら、今後も継続して実施していきます。	C	無	子育て支援課	
115	生活困窮者自立支援事業(学習支援事業)	学業や進学の環境が十分に準備されない生活困窮世帯の子どもが成長し、大人になって再び生活困窮に至る「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の中学生及び高校生と児童扶養手当全額受給世帯の中学生と生活自立・仕事相談センター利用世帯の中学生を対象として、基礎学力や学習習慣の定着等を目的とした「学習支援」や、良好な人間関係を構築するための「居場所づくり支援」を行います。また、高校生に対しては「高校中退防止」の支援も行います。	教室参加者の出席率	%	47.6	49	A	教室への出席率が低い参加者に対して、受託事業者や生保担当ケースワーカーが定期的に参加勧奨を行い、継続した出席につながるようアウトリーチ支援を行ったことにより、出席率が49%となったため、A評価としました。	A	A	A	A	A	対象者に対する参加者の割合が低いため、受託者や生保担当ケースワーカーによる参加勧奨を継続して行い、子どもも未来局や教育委員会との連携を強化する必要があります。	受託者や生保担当ケースワーカーによる参加勧奨を毎年度実施し、計画期間全てにおいて目標値を上回る出席率を達成したため、A評価としました。	A	無	生活福祉課	

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値	実績		R6年度評価・事業実施内容・成果	過年度評価					今後の課題	計画期間(令和2～6年度)における事業実績の分析と総合評価	計画期間(令和2～6年度)の総合評価	計画期間(令和2～6年度)における新型コロナウイルス感染症の影響の有無	所管
					R6	R6達成値	R6年度別評価		R2	R3	R4	R5	R6					
116	入学準備金・奨学金貸付事業	経済的な理由で、修学(進学)が困難な高校生・大学生等に対し、入学準備金又は奨学金の無利子の貸付を行います。また、奨学金返済に伴う経済的負担を考慮し、大学生等の貸付については、一定の要件に該当した場合には返還金の一部を免除する返済支援制度を創設したため、新制度の対象となる貸付を行うとともに、制度の適正な運用に努めます。	事業の実施	—	実施	実施	A	昨年度に引き続き、現行の貸付制度により、経済的理由で修学困難な学生等に対し、入学準備金又は奨学金の無利子貸付を行ったため、A評価としました。	A	A	A	A	A	入学準備金、奨学金、返還免除制度について周知を図る必要があるため、市報やSNS等での情報発信に努めてまいります。	計画期間全てにおいて、目標値を達成することができたため、A評価としました。 【新型コロナウイルス感染症の影響】 令和2年4月の緊急事態宣言の発出等を受け、当初、申請受付期間を令和2年3月9日から4月3日までとしていたところを3週間延長し、4月24日までとしました。	A	有	学事課
135	勤労者支援資金融資	市内在住又は市内在勤の勤労者を対象に、教育資金等の融資を行います。(教育資金の使途は、学校教育法に定められた教育機関、各種専門学校等の入学金、授業料など本人又は家族の教育資金)	事業の実施	—	実施	実施	A	市内在住又は市内在勤の勤労者に対する生活支援策として、生活の安定及び福祉の向上を目的に、住宅・教育・冠婚葬祭資金の融資のあっせんを行う勤労者支援資金融資事業を実施したため、A評価としました。	A	A	A	A	A	近年、本融資制度の利用件数が減少傾向にあります。そのため、本融資を必要とする方に情報が届くよう、事業周知に取り組む必要があります。	市内在住又は市内在勤の勤労者に対する生活支援策として、生活の安定及び福祉の向上を目的に、住宅・教育・冠婚葬祭資金の融資のあっせんを行う勤労者支援資金融資事業を、計画期間すべてにおいて適切に実施したため、A評価としました。	A	無	労働政策課
136	要保護準要保護児童生徒医療援助事業	経済的な理由で、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、政令に定められた疾病治療に対する医療費を援助します。	事業の実施	—	実施	実施	A	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、該当疾病の治療費を援助することで、経済的な差によらず児童生徒に必要な治療の提供ができたことから、A評価としました。	A	A	A	A	A	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して制度の周知徹底、及び関係機関との円滑な連携について、引き続き継続していく必要があります。	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、関係機関と連携しながら、医療費の援助を適正に実施することができたためA評価としました。	A	無	健康教育課
137	準要保護児童生徒給食援助事業	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学校給食費を援助します。	事業の実施	—	実施	実施	A	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学校給食費の援助を適正に実施することで、経済的な差によらず児童生徒に給食の提供ができました。	A	A	A	A	A	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、制度の周知を図るとともに、学校給食費の援助を適正に実施する必要があります。	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学校給食費の援助を適正に実施することで、経済的な差によらず児童生徒に給食の提供ができたため、A評価としました。	A	無	おいしい給食サポート課
138	特別支援教育就学奨励費事業	小・中学校に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担の能力に応じ、就学に必要な経費を一部補助します。それにより、特別支援教育の普及奨励を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A	学校を通じて対象者から申請を受け付け、1,356人に支給を実施したことから、A評価としました。	A	A	A	A	A	特になし	特別支援教育の普及奨励に向け、就学に必要な経費を一部補助することで、小・中学校に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減することができましたため、A評価としました。	A	無	特別支援教育室
139	認可保育所等の利用者負担額の軽減	失業や疾病等により世帯収入が著しく減少したとき、家屋等が火災、風水害、震災等の災害により損害を受けたときなど、認可保育所等の利用者負担額の支払いが困難と認められる場合に減免します。	事業の実施	—	実施	実施	A	申請に基づき適正な処理を行ったため、A評価としました。 【実績】 減免適用児童数1名(1世帯)、のべ12か月分 【内訳】 収入の減少によるもの1名	A	A	A	A	A	今後の社会状況の変化等を注視し、本事業においても引き続き適正な処理を行う必要があります。	引き続き申請に基づいて適正に実施することで、減免対象となる世帯の負担を軽減し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図っていきます。 計画期間全体にわたり申請に基づき適正な処理を実施したことから、A評価としました。	A	無	保育施設支援課
140	食物アレルギー疾患生活管理指導表助成事業	認可保育所等に在籍する児童の保護者(市町村民税非課税・均等割額のみ)の世帯)に対し、「保育所等における食物アレルギー疾患生活管理指導表」の取得に要する費用の全部又は一部を助成します。	事業の実施	—	実施	実施	A	事業を実施しましたが、R6年度については申請者がいませんでした。 令和4年度診療報酬改定により、食物アレルギー生活管理指導表の文書料は原則保険適用となっており本事業における助成を必要とする対象者が減少したためと考えられます。	A	A	A	A	A	生活管理指導表を発行する医師と、保育施設の嘱託医が同一である場合には、文書料の自己負担が発生し、本事業の対象となるため、今後も継続して事業の周知徹底を図る必要があります。	令和4年度診療報酬改定により、食物アレルギー生活管理指導表の文書料が原則保険適用となったため、令和4年度以降は助成を必要とする対象者が減少しましたが、5年間で22件助成を行いました。申請に基づき適正な処理を行い、助成対象となる世帯の負担を軽減し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図ることができました。ため、A評価としました。	A	無	保育課
141	学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)発行費援助事業	学校給食における食物アレルギー対応のための「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費を就学援助制度の支給対象とし、援助を行う。(1文書につき3,300円(税込み)まで)	事業の実施	—	実施	実施	A	「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費援助について、小学校2件、中学校2件、合計4件の申請があり、そのすべてにおいて発行費の援助を行いました。	A	A	A	A	A	援助対象となる保護者の総数が少ないため、小・中・中等教育学校の就学援助対象者に対し、制度の周知を図り、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費の援助を適正に実施する必要があります。	援助就学援助認定を受けている保護者に対して周知を行い、関係機関と円滑な連携を図ることで、計画期間のすべての年度において発行費の援助を適正に実施することができたため、A評価としました。	A	無	健康教育課
142	幼稚園就園奨励事業	幼稚園への就園を奨励するため、令和元年10月から始まった幼児・保育無償化事業等を通じて保護者の経済的負担を軽減します。	事業の実施	—	実施	実施	A	世帯の経済状況に関わらず、すべての子どもに質の高い幼児教育を受ける機会を保障することが本事業の目的であり、世帯の経済状況等に応じて各種助成金を適正に交付することができたため、A評価としました。	A	A	A	A	A	幼児教育・保育の無償化については、保護者、幼稚園へ継続して制度を周知していく必要があります。	計画期間を通して、幼児教育・保育の無償化を保護者が円滑に活用できるように、保護者・幼稚園に制度周知を行うことで、各種助成金を適正に交付することができたため、A評価としました。	A	無	幼児政策課
143	一時保育利用料の軽減	公立保育所の一時保育を利用する児童の保護者(生活保護世帯・前年分の所得税非課税世帯かつ前年度市町村民税非課税世帯)に対し、一時保育利用料の全部を助成します。	事業の実施	—	実施	実施	A	申請に基づき適切な処理を行ったため、A評価としました。	A	A	A	A	A	核家族化の進行等に伴い、一時保育事業についても継続した需要が見込まれます。対象世帯の生活の安定と自立のため、引き続き適正な事業の実施及び周知の徹底が必要です。	計画期間の全てで事業の実施により、目標達成できました。令和7年度以降も引き続き申請に基づいて適正に実施することで、助成対象となる世帯の負担を軽減し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図っていきます。	A	無	保育課
144	放課後児童クラブ利用料の軽減	公設放課後児童クラブについては、生活保護世帯及び、所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯は指導料を免除し、所得税非課税かつ市町村民税課税世帯は指導料を軽減します。また、児童の属する世帯の収入が著しく減少したとき等の場合は、指導料を減免します。 また、民設放課後児童クラブの利用料についても、民設放課後児童クラブ保護者助成金交付要綱に基づき、助成を実施したため、A評価としました。	事業の実施	—	実施	実施	A	公設放課後児童クラブについては、さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則に基づき、生活保護世帯及び所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯に対しては指導料の免除、所得税非課税かつ市町村民税課税世帯に対しては、指導料の軽減を実施しました。 また、民設放課後児童クラブの利用料についても、さいたま市民設放課後児童クラブ保護者助成金交付要綱に基づき、助成を実施したため、A評価としました。	A	A	A	A	A	公設放課後児童クラブについては、入室している児童の属する世帯の収入が著しく減少したとき等に適用となる減免制度について、市民に認知されるよう周知をしていく必要があります。そのため、指定管理者や各区役所支援課に対し減免制度について周知し、対象世帯に認識されるよう努めていきます。	公設放課後児童クラブについては、さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則に基づき、生活保護世帯及び所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯に対しては指導料の免除、所得税非課税かつ市町村民税課税世帯に対しては、指導料の軽減を継続して実施しました。 また、民設放課後児童クラブの利用料についても、さいたま市民設放課後児童クラブ保護者助成金交付要綱に基づく助成を継続して実施しました。	A	無	放課後児童課
145	水道料金の減額制度	生活保護法による生活扶助を受給している方、児童扶養手当を受給している方及び市民税・県民税非課税世帯などに対して、水道料金を減額します。	事業の実施	—	実施	実施	A	生活保護法による生活扶助を受給している方、児童扶養手当を受給している方及び市民税・県民税非課税世帯等に対して、申込みに基づき水道料金の減額を行ったため、A評価としました。	A	A	A	A	A	引き続き適正に減額制度を維持します。 また、今後も該当者に制度を周知するため、様々な媒体で広報活動を継続して行います。	計画期間全てにおいて、生活保護法による生活扶助を受給している方、児童扶養手当を受給している方及び市民税・県民税非課税世帯等に対して、申込みに基づき水道料金の減額を行ったため、A評価としました。 令和7年度以降も引き続き適正に減額制度を維持します。	A	無	営業課

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値			実績	R6年度評価・事業実施内容・成果	過年度評価					今後の課題	計画期間(令和2～6年度)における 事業実績の分析と総合評価	計画期間 (令和2～6年度) の総合評価	計画期間(令和2～6 年度)における新型コ ロナウイルス感染症 の影響の有無	所 管
					R6	R6達成値	R6 年度別評価			R2	R3	R4	R5	R6					
146	下水道使用料の減免 制度	下水道使用料について、生活保護 法による生活扶助を受給している世 帯は免除、また、市県民税非課税世 帯及び児童扶養手当を受給している 世帯は減額します。	事業の実施	—	実施	実施	A		下水道使用料について、生活保護法による生活扶助受 給世帯、市県民税非課税世帯及び児童扶養手当受給世 帯を対象に免除又は減額を実施し、経済的負担を軽減し たため、A評価としました。	A	A	A	A	A	支援が必要な世帯に当該事業の情報が広く行き渡るよ う、今後も様々な媒体を通して周知を図る必要があります。	計画期間において、事業を継続して実施することができ ました。	A	無	下水道総務課
147	生活保護事業	病気や障害により働けなくなるな ど、生活費や医療費に困っている世 帯に対して、必要な生活保障を行い、 自立できるように支援します。世帯の 収入及び保護の基準に基づき、生活 扶助、住宅扶助、教育扶助など、世 帯の状況に応じた扶助を行います。	事業の実施	—	実施	実施	A		各区福祉課において面談等を通じて世帯の状況を把握 し、必要な保護を適正に実施し、生活の安定を図ったため A評価としました。	A	A	A	A	A	生活保護制度等において新たな支援策が創設された際、 必要な支援が行えるようにすることが必要です。	計画期間全般にわたって、各区福祉課により必要な保護 を適正に実施することができたため、A評価としました。	A	無	生活福祉課
148	生活困窮者自立支援 事業(福祉まるごと相 談窓口)	経済的な問題等で困窮されている 方に、自立に向けた支援計画を立 て、総合的な支援を行います。主に、 離職等により、住居を失った、又は失 うおそれのある方へ家賃相当額を支 給する住居確保給付金の支給、すぐ には就労が難しい方に対する就労に 向けた準備、家計の状況を整理し、 相談者自らが家計管理できるよ うになるための家計改善支援などを 組み合わせて支援します。※一部の 事業には利用に際し、収入等の要件 があります。	必要とする支援の相 談窓口につながった 割合(相談受付した 者のうち、必要とする 支援の相談窓口につ ながった相談者数÷ 相談者数)	%	43	68	A		福祉まるごと相談窓口にて相談を受け付けた相談者3,893 件について、必要とする支援の相談窓口につながった相 談者が2,653件であり、達成値が68%となったため、A評 価としました。	B	C	A	A	A	個々の事案の適切な支援を進めるために、相談内容に 応じた関係機関が参加する支援会議を開催する等、相談 者が必要とする相談窓口につながるよう、関係機関との 連携が必要です。	令和2～3年度について、支援につながった件数は増加 傾向にありましたが、それ以上に、新型コロナウイルス感 染症の拡大に伴う制度改正により、他の支援につなぐ必 要のない緊急小口資金等の特例貸付利用者が大幅に増 加したため、相対的な割合では抑制されていました。 令和4年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響も少 なくなっただことで目標値を上回っており、また、令和2年度 ～令和6年度の達成値の平均は52であり、令和6年度の 目標値を上回っていたため、A評価としました。引き続き、 他機関と連携して、相談者が必要とする窓口に繋げるよ う、支援を行っていきます。	A	有	生活福祉課
149	働く人の支援講座	市内在住の求職者・勤労者及び市 内事業所に従事する勤労者に対し て、労働に係る諸問題に関する講座 を実施します。	事業の実施	—	実施	実施	A		「働く人の支援講座」において、時勢を踏まえたテーマを 設定し、労働に関する正しい認識や労働者の福祉向上の ための講座を実施したため、A評価としました。	A	A	A	A	A	労働環境の整備等に関する法令の制定、改正が今後も 行われることが想定されるため、最新の情報を収集しなが ら、国等と連携して周知・啓発を図る必要があります。	労働に係る諸問題に関する講座について、計画期間す べてにおいて適切に実施したため、A評価としました。	A	無	労働政策課
150	ワークステーションさ いたま運営事業	ワークステーションさいたまにおい て、国の職業相談・紹介と連携して キャリア・コンサルティングや内職相 談などを実施するほか、子育て世代 を中心に、求職者に向けた就業支援 を実施します。	ワンストップ就職支援 サービス利用者数	人	10200	10143	A		埼玉労働局と協働で運営する就労支援施設「ワークス テーションさいたま」において、キャリアコンサルティングや 内職相談、子育て世代を中心とした就労支援等を実施し た結果、延べ利用者数が10,143人となり、目標値を90% 以上達成したためA評価としました。	B	A	A	A	A	働き方やライフスタイルが多様化するなか、求職者の 様々なニーズ、状況等に応じた、より丁寧な就労支援を行 う必要があります。	埼玉労働局やハローワーク浦和等の関係機関と連携し ながら、働く意欲を持つあらゆる世代を対象に、職業相 談・紹介、内職等相談、家庭と仕事の両立相談、キャリア コンサルティングやセミナー等の就労支援を実施し、計画 期間のうち令和3年度から令和5年度まで目標値を上回る ことができ、令和6年度は目標値を90%以上達成したた め、A評価としました。 なお、令和2年度については、新型コロナウイルス対策 のため、緊急事態宣言期間中、個別相談以外の全事業を 中止し、それ以外の期間もセミナー等の定員を半数程度 に減らして実施したため、目標値を達成できませんでした。	A	有	労働政策課
151	母子緊急一時保護事 業	緊急に保護を必要とする母子を母 子生活支援施設に入所させ、当面の 間、必要な保護を行います。	事業の実施	—	実施	実施	A		緊急に保護を必要とする母子を迅速に受け入れる態勢 を整え、自立に向けた支援を行ったことから、A評価としま した。	A	A	A	A	A	市内の母子生活支援施設のみに夫等からの暴力等から 避難し保護が必要である母子を入所させる場合、所在を 特定されるおそれがあります。このため、市外施設への入 所により母子の安全性を確保する必要があります。 また、本事業は、緊急一時的に保護する目的であるた め、短い期間の中で母子の新たな居住場所を探す支援を 行う必要があります。このため、区役所支援課や福祉課、 また各相談機関と情報共有を行い、母子の生活の安定に 向けた支援を行う必要があります。	計画期間において、DV被害を受けた世帯を受け入れ、 自立に向けた支援を行うことができたことから、A評価とし ました。	A	無	子ども家庭支援課
152	スクールソーシャル ワーカー活用事業・ス クールカウンセラー等 活用事業	全ての市立小・中・高等・中等教育・ 特別支援学校にスクールカウンセ ラー、スクールソーシャルワーカーを 配置又は派遣します。複雑化・多様 化する児童生徒の状況に対して、学 校内教職員の連携だけでなく、関係 機関との連携が非常に重要でありま す。適切な支援に向けたスクールソー シャルワーカー、スクールカウンセ ラーを対象とした研修を実施し、支援 体制の充実を図ります。	研修の実施回数	回	3	9	A		児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校にお けるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールワー カー、スクールソーシャルワーカーを市立学校へ配 置・派遣し、教育相談体制の充実を図りました。 また、複雑化、多様化する児童生徒の状況への対応を 強化するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャ ルワーカーを対象にした研修を年間9回実施したことからA 評価としました。	A	A	A	A	A	児童生徒を取り巻く環境は複雑化・深刻化しており、学 校生活に関わる様々な不安や悩み、児童生徒の家庭環 境が抱える課題などに対応するため、今後も研修会を実 施していくことで、教育相談体制及び関係機関と学校が 連携した支援の充実を図ってまいります。	令和2年度から6年度において、スクールカウンセラー及 びスクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施回 数は、各年で目標を達成することができたことから、総合 評価はAとしました。 また、研修会を積み重ねていく中で、学校生活に関わる 児童生徒や保護者の不安や悩み等に対応するために、 予防、アセスメント、支援、ケアを段階的・総合的に展開 した教育相談の推進を図ることができました。 今後も、学校におけるカウンセリング機能の充実を図る ため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワー カー、さわやか相談員を全ての市立学校へ配置・派遣し、 教育相談体制の充実を図ります。	A	無	総合教育相談室
153	相談者の自立支援	DV・女性の悩み相談において、生 活困窮などの家庭であった場合に は、関係機関の情報提供を行い、自 立支援を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A		DV・女性の悩み相談について、相談者に関係機関の情 報提供を適切に行えたため、A評価としました。 また、関係機関との連携について、会議や研修等を通し 適切に行えました。	A	A	A	A	A	より相談の質の向上を図るため、関係機関の情報収集、 関係所管開催の研修への参加、外部講師による所属内 研修を実施します。併せて、会議を通し、関係機関との連 携を深めていきます。	DV・女性の悩み相談について毎年度実施し、計画期間全 てにおいて、相談者に関係機関の情報提供を適切に行え たため、A評価としました。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画期間 の一部において、DV防止ネットワーク会議の対面開催を 中止し、書面開催として実施しました。	A	有	人権政策・男女共同参 画課
154	幼児を対象とした多 様な集団活動事業の 利用支援事業	小学校就学前の子どもを対象とした 多様な集団活動事業を利用する満3 歳以上の幼児(幼児教育・保育の無 償化の対象とならない幼児に限る。)の 保護者に対し、経済的負担の軽減 を図る観点から、施設の利用料の全 部又は一部を補助するものです。(子 ども・子育て支援法第59条第1項第4 号の規定に基づく地域子ども・子育て 支援事業)	事業の実施	—	実施	実施	A		小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業 を利用する幼児33人の保護者の経済的負担の軽減を実 施したため、A評価としました。	—	—	A	A	A	引き続き事業の周知を図り、幼児教育・保育の無償化の 対象とならない幼児の経済的負担の軽減に努める必要が あります。	計画期間を通して、小学校就学前の子どもを対象とした多 様な集団活動事業を利用する幼児の保護者の経済的負 担の軽減を継続することができたため、A評価としました。	A	無	幼児政策課
155	送迎保育ステーション 事業	小規模保育事業の卒園者等の進級 先として、幼稚園を利用できる環境を 整備するため、幼稚園と連携した送 迎保育ステーション事業を実施しま す。	送迎保育ステーショ ンの施設数(翌年4月 1日時点の数値)	か所	5	3	C		昨年度と同様、ステーションの施設数は3施設となり、目 標を達成出来なかったため、C評価としました。	—	—	A	B	C	送迎保育ステーションを周知し、利用者を増やしていくこ とが課題です。	設置数に関しては、増やすことができず目標を達成するこ とができなかった。今後は、ステーションを広く周知し、ま ずは利用者数や送迎先幼稚園を増やしていきたい。な お、利用者数は年々少しずつ増えているため、B評価とし た。	B	無	幼児政策課

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値		実績		R6年度評価・事業実施内容・成果	過年度評価					今後の課題	計画期間（令和2～6年度）における 事業実績の分析と総合評価	計画期間 （令和2～6年度） の総合評価	計画期間（令和2～6 年度）における新型コ ロナウイルス感染症 の影響の有無	所 管
					R6	R6達成値	R6 年度別評価	R2		R3	R4	R5	R6						
156	子ども家庭総合支援 拠点事業	子ども家庭総合支援拠点において、 子育て全般に関する相談や児童等への 必要な支援を実施します。	子ども家庭総合支援 拠点の担当者会議の 実施回数	回	2	6	A	こども家庭センター（児童福祉機能）の職員の資質の向上と各区の情報共有を目的としたこども家庭センター（児童福祉機能）の担当者会議・家庭児童相談員会議を兼ねる）を6回開催したためA評価としました。	—	—	A	A	A	相談内容が複雑化しており、専門性が高く多岐な対応を求められるため、関係機関と連携していく必要があります。職員の資質の向上と各区の情報共有を行い、適切に運営していく必要があります。	計画期間において、目標を達成したことから、A評価としました。令和7年度以降も引き続きこども家庭センター（児童福祉機能）の担当者会議を開催し、職員の資質向上と各区の情報共有を図り、全ての子ども、子育て家庭に対して、必要な支援を実施します。	A	無	子ども家庭支援課	
157	ヤングケアラー訪問 支援事業	子ども家庭総合支援拠点において、 支援が必要と判断したヤングケア ラーのいる家庭を対象に、日常生活 における負担を軽減すべく支援員を 派遣します。	利用者アンケートの 結果、日常生活にお ける負担が軽減され たと回答した割合	%	90	100	A	ヤングケアラー訪問支援事業について、ヤングケアラーがいる家庭に支援員を派遣し、当該家庭が抱える不安や悩みを傾聴することや、家事・育児等の支援を実施し、アンケート調査で得られた回答のうち、「とても軽減された」「軽減された」と回答した人の割合が100%だったため、A評価としました。	—	—	B	A	A	ヤングケアラー訪問支援事業は、利用者の希望する日時に支援員を派遣できない場合があるため、安定的に支援員を派遣することができるよう、事業者の確保に努める必要があります。	計画期間全て最終年度において、目標値を達しなかった達成できたことからB評価としました。令和7年度以降も引き続きヤングケアラーの日常生活における負担を軽減するため、支援員の派遣を実施します。	A	無	子ども家庭支援課	
158	医療的ケア児保育事 業	保育所等において、恒常的に医療的 ケアを必要とする児童を受け入れ、看護 師等による医療的ケアを行うとともに 、主治医等との連携体制を構築する ことにより、安全な集団保育を提供 します。	医療的ケア児への保 育を提供する施設を 配置した区の数	区	6区	10区	A	市内受入施設を拡充すべく、前年度比2施設増となる14施設（10区）に対し、医療的ケア児保育事業費補助金を交付し、看護師配置や施設機能強化といった受入体制の整備を実施したため、A評価といたしました。 また、「さいたま市医療的ケア児保育支援センター」を令和6年1月に開設し、医療的ケア児とその家族及び医療的ケア児受入保育施設への支援等を実施しました。	—	—	A	A	A	令和2年度よりモデル的に始めた事業であり、令和6年度の受入施設は10区すべてにおいて開設でき、15施設でした。市内各区に受入可能な施設を整備することができたため、今後は需要を見極めながら施設を拡大していく必要があります。	引き続き、医療的ケア児への保育を提供する施設を配置した区の数拡大していきます。	A	無	保育施設支援課	
159	養育費に関する公正 証書等作成促進補助 金	ひとり親家庭の方が養育費に係る取 決めを行い、債務名義化することを支 援するため、養育費に関する公正証 書等を作成する際にかかる本人負担 費用を補助します。	養育費に関する公正 証書等作成促進補助 金交付件数	件	36	47	A	令和6年度は47件交付し、目標を達成したため、A評価としました。	—	—	A	A	A	養育費確保はひとり親家庭の父母の経済的な自立に大きく寄与するものであることから、養育費に関する取り決めを促進するため、制度の周知を十分に行っていく必要があります。	ひとり親家庭の方が養育費に係る取決めを行った際に要した本人負担費用を補助しました。 令和4年度から令和6年度まで、目標値を達成することができたため、A評価としました。	A	無	子育て支援課	
160	養育費の保証促進補 助金	ひとり親家庭の方が養育費を確実に 受け取ることができるよう支援するた め、保証会社と養育費保証契約を締 結する際に負担する費用（保証料）を 補助します。	養育費の保証促進補 助金交付件数	件	4	1	C	支給件数が1件にとどまり、C評価としました。	—	—	A	C	C	養育費確保はひとり親家庭の方々の経済的な自立に大きく寄与するものであることから、養育費に関する保証契約締結を促進するため、制度の周知を十分に行っていく必要があります。	ひとり親家庭の方が保証会社と養育費保証契約を締結した際に負担した費用（保証料）を補助しました。 令和5年度及び令和6年度は目標値を達成することができなかったため、C評価としましたが、ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、引き続き事業を実施していきます。	C	無	子育て支援課	
161	ひとり親家庭等訪問 相談事業	相談員がひとり親家庭等の父母又は 養育者の自宅を訪問し、その方に 合った制度を案内します。さらに就 労、転職、キャリアアップ、家計管理、 しつけ、教育、住居、家事、健康管 理、恋愛、結婚相談等の相談に応じ ることで自立の促進を図ります。	事業実施	—	実施	実施	A	令和6年度は24件の申込みがあり、21件の訪問相談を実施したため、A評価としました。	—	—	A	A	A	ひとり親家庭が抱える様々な問題に寄り添うため、支援を必要とする人に制度情報が届くよう、幅広く周知していきます。	ひとり親家庭の自立促進のため、ひとり親家庭がかかえる問題に寄り添い、適切な支援制度につなぐことができました。 計画期間内において、目標値を達成することができたため、A評価としました。	A	無	子育て支援課	